一般高圧ガス販売時マニュアル（案）

全溶連経済委員会

はじめに

~~―高圧ガス保安法の目的にある民間事業者の自主的な保安活動を促進するため、このたび全溶連において、高圧ガス販売業者等が販売を行うために必要な手続きなどを明確にした「一般高圧ガス販売時マニュアル」（以下「マニュアル」という）を作成しました。~~

~~―マニュアルに至る背景としては、最近の高圧ガス事故は容器盗難・紛失を含めると、全国的には実に７５％が高圧ガス容器に係る事故であり、盗難・紛失を除く災害事故に限定しても、その約４０％が容器関係事故との統計があり、容器に係る事故を減らし、公共の安全を確保することは喫緊の課題と言えます。~~
~~―また、容器に係る事故が減らない要因の一つに、販売業者が消費者を指導するにあたり、明確な指針が無いため、より踏み込んだ指導ができなかったことも挙げられています。~~

~~―そこで、今回、県内で高圧ガスを供給する事業所を対象とする「マニュアル」が作成され、高圧ガス事故を防止するために必要な「容器管理」、「設備器具の安全確保」、「安全情報提供」、「安全意識の向上」などに関して販売事業者の立場から保安を推進するために必要な項目が示されました。~~
今回、作成致しました「一般高圧ガス販売時マニュアル」を活用頂き保安業務実施レベルの向上に資するものとなれば幸いです。

平成 24 年×月
一般社団法人全国高圧ガス溶材組合連合会
経済委員会委員長 井上　賢司

目次

図　法令・規則などから発生する義務
　　企業コンプライアンスから考察する道徳的義務

Ⅰ　新規取引時に行うこと
　「高圧ガスの新規取引」について
　1. 情報収集
　2. 情報提供
　3. 契約
　4. 保安台帳
　5. その他

Ⅱ　取引／訪問のたびに行うこと
　1. 新規出荷ガスかどうかの確認
　2. 出荷のたびに行われる事前準備
　3. 出荷作業の留意点
　4. 現場での引き渡し
　5. 現場確認事項

Ⅲ　高圧ガス容器販売時に行うこと

Ⅳ　販売目的の引渡し先への販売時に行うこと

　「高圧ガス販売希望者からの購入申し込み想定問答」

Ⅴ　他地域の同業者等への販売時に行うこと

Ⅵ　容器の配送を販売店以外の運送業者に委託しているときに行うこと

Ⅶ　容器などを引き取りで出荷するときに行うこと

Ⅷ　持ち込み容器への高圧ガス充てんを依頼されたとき行うこと

Ⅸ　定期的に行うこと
　1. 客先で行うこと
　2. 自社に対して
　3. 両方で行われること

Ⅹ　緊急の場合のため準備しておくこと

ⅩⅠ　社内で行うこと

ⅩⅠⅠ　その他準備しておくこと

法令･規則などから発生する義務

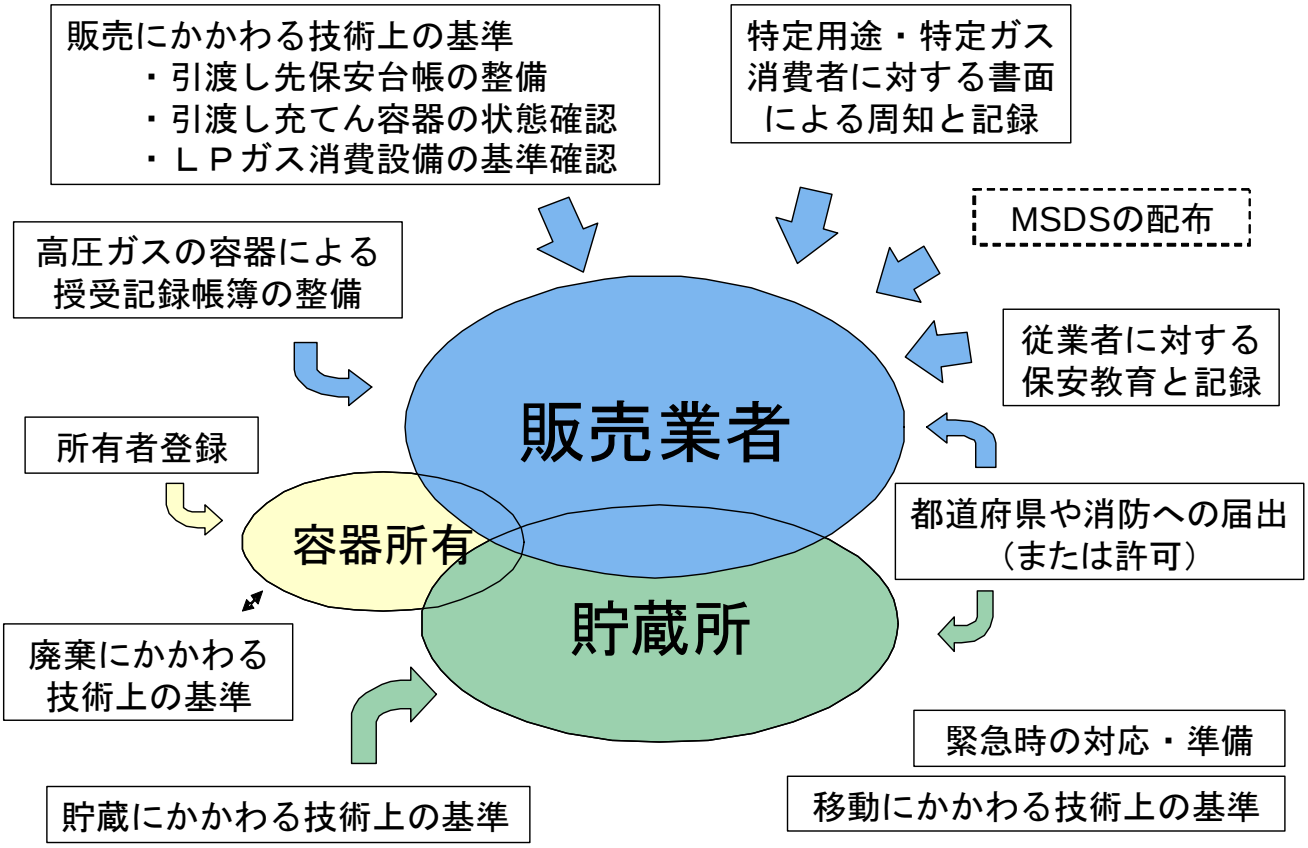

企業コンプライアンスから考察する道義的義務

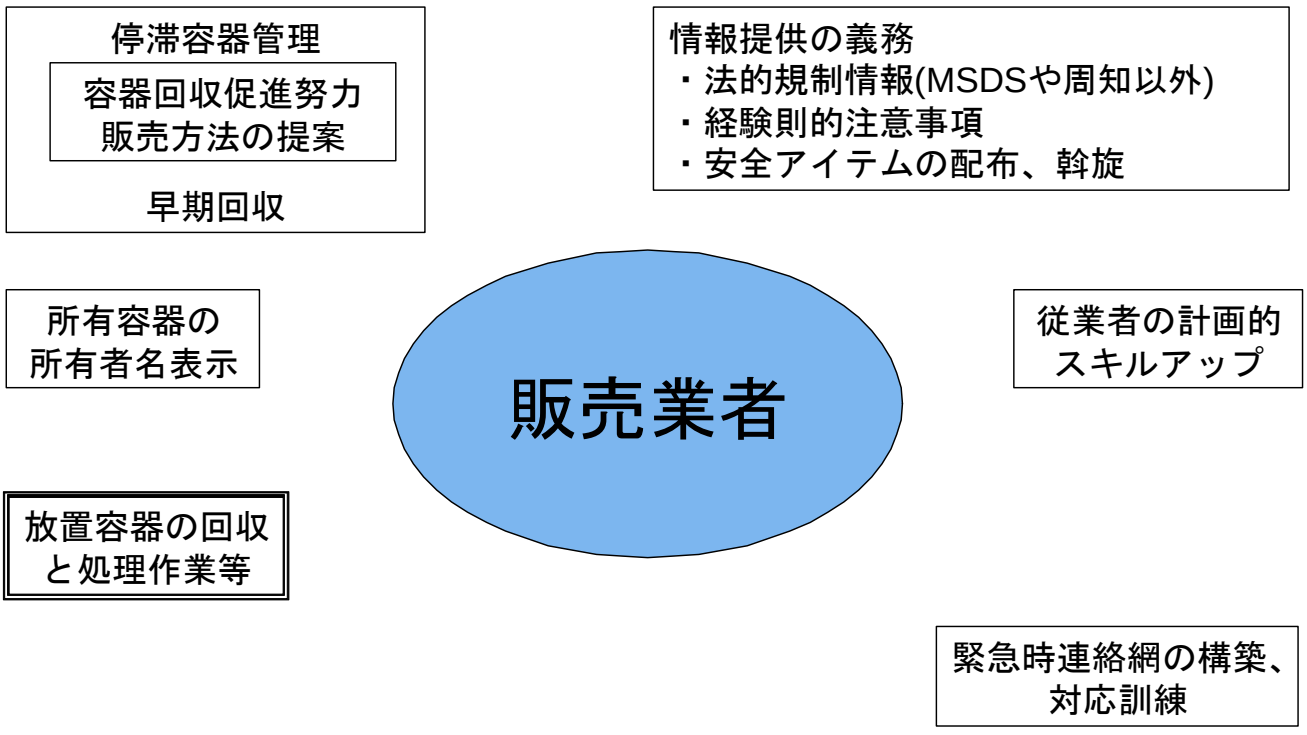

■新規取引時に行うこと

「高圧ガスの新規取引」について

高圧ガスの購入が消費目的であれば、誰でも、どんな目的でも、実際には法的な規制を受けて販売を拒否されることはありません。しかし製造、貯蔵、過去には販売するという行為は許可制で、現在もこれに加えてそれを業とする販売や廃棄を含め貯蔵の一部を除いて届出も必要となる規制対象です。

高圧ガスの新規取引に当たって、販売業者等は引き渡し先の情報を収集するとともに、高圧ガスを商品として提供する以上自らの責任である、保安法をはじめとする高圧ガスやその容器を安全に取り扱うための情報提供に努め、必ずこの機会に、高圧ガスの保安や容器を取り扱う上での安全措置や災害の発生・拡大を抑止する措置の責任分担と手続きなどについて書面によって契約を交わしておくことが求められます。

我々販売業者には、周知やＭＳＤＳの提供をはじめ、保安台帳と容器授受簿の整備、社内の保安教育などが明確に法律上の義務として定められていますが、ときに甚大な被害をおよぼす災害をひきおこす危険性もある高圧ガスという商品を、適正に使用するために必要な情報を提供することは、いまや企業のコンプライアンスとして、社会的に不可欠な義務とされています

我々の取り扱う高圧ガス商品は、他業界の製品すべてをメーカーが製造するものとは違い、容器単体と高圧ガスバルブなどの高圧ガス附属設備、さらには充てんガスというそれぞれ別の製造主体が提供した製品を組合せ、最終的には高圧ガス充てん業者が製品化したものであり、この複合商品について、そのうちの誰もが、末端消費者に対して、主体的に取扱いの注意事項を用意していないのが現状です。

十分な取扱情報を文書などで提供できないため、販売業者は消費事業者等の成熟度を鑑み、適宜現場確認によって助言やポイントの情報提供を行って、これを補完しているというのが市場の実態ではないでしょうか。

つまり、我々販売業者は必要十分な情報を製品とともに提供するとともに、引き渡し先の情報を収集して、同時にその責任範囲を明確にして認識させるため、保安上の契約を締結する使命があるといえるのです。そして、そのすべての情報管理を保安台帳という形で管理するという形が望ましいでしょう。

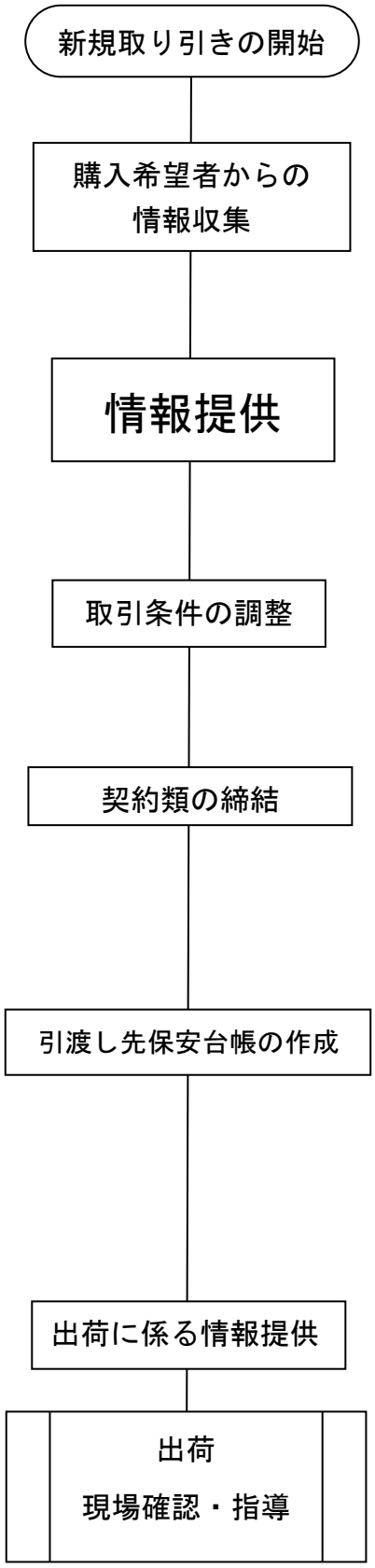

・新規取引時に行うこと

新規取引時に販売業者として行うべきこと

1. 情報収集

まず消費者の状況をよく把握することが重要です。

1. 高圧ガスの購入や取扱いは初めてか、どの程度の知識があるのか
2. 過去に使っていた（現在も使っている）とすれば、どの程度か
3. なんのガス（特性）をどのような業務や作業に利用するのか
4. どの程度の量を使う予定で、どういった供給形態を希望しているか
5. 納入を希望したガス状況を満たす消費者の環境はあるか
6. 消費をはじめ貯蔵、製造、販売などを行う場合、法令に従って行えるか
7. 現状が不備な場合、供給者として支援できることはないか
8. 引き渡し構内から現場等への持ち出しの可能性はあるか
9. 容器の期限内返却に同意できるか、また容器購入の希望はあるかなど

など消費者状況を理解した上で、必要となる情報提供を行います。もし、希望に添えない場合は、なにが問題であるかを丁寧に説明し、相互によく意思の疎通を図って解決策を見つけます。

2. 情報提供

高圧ガスのような危険性を持った商品を取り扱うものは、その危険性を消費者に理解させ、安全に利用させることで商品を提供するものの責任を果たせているといえます。

情報提供には

1. 販売店で用意できる高圧ガスを供給する方法や、提案できるサービスの内容
2. 高圧ガス自体の危険性や、その危害から身を守るための保安の重要性
   容器や高圧ガス設備の正しい利用によって安全に利用できるが、
   正しい利用をしなければ高圧ガスの存在そのものが極めて危険であること
3. 法律等のきまりごとの全体像や、個々の基準・手続きなどを伝えるもの
   法概要説明、事故に係わる説明類、重要規則の法律根拠、行政からの資料類
4. 個別のガスや設備（容器含む）や作業別に、経験則も含めた取扱上の注意事項
   容器の取扱説明書、MSDS、調整器・逆火防止器ごとの取説、周知文書など
   提供する高圧ガス特有の危険性や、供給方法特有の注意事項
5. その書式や情報をチェックシートとして点検等を行うためのもの
   消費先点検・定期点検・移動車両点検票など
6. 情報そのものを貼り出しや閲覧することで所内の安全を確保・推進するツール
   ポスター、日常点検シート、緊急連絡先票
7. 個別の法規制などに対する根拠解説や詳細な対処説明など
   盗難防止、イエローカード所持、ガス溶断で講習受講等必要となる根拠
8. その促進手段、例えば講習会の案内やビデオ、有償保安サービスのあっせんなど
9. その他、事故事例による保安促進や、地震等の天災対策情報など

などがあります。特にガスを初めて購入する消費者で、なにもわからないとおっしゃる場合には、全項目にわたって、丁寧にご理解いただけるまで説明します。過去に高圧ガスを取り扱ってきたお客様には、その習熟度や作業内容によって、適宜必要な情報を提供しましょう。ただし、基本的な保安情報については、繰り返しになっても必ずご理解いただく必要がありますから、資料は必ずお渡ししましょう。

次項にあたる保安に係わる取引上の契約締結も、責任の所在を明確化することで消費者として必ず行わなければならない作業の範囲を認識させることや、長期滞留することで増す危険性を回避するための容器滞留期限の提起などを含め、重要な情報提供となります。必ず締結し、消費現場の保安推進に努めましょう。

3. 契約の締結

商取引の上で最も大事な契約は取引基本契約であると思われますが、同時にお互い「安全第一」の販売業者と消費者にとっては、供給に用いる容器の保安に係わる契約類の締結も勝るとも劣らず重要といえます。容器での供給においても、容器を貸与する場合、消費者の所有容器を使う場合、そのうちでも所有者表示の記号番号を自前で用意できる場合と、そうでない場合があり、各ケースによってそれぞれ決めるべきことと、どんな場合においても普遍的な取り決め事項があります。

ここでは、容器のしょうゆ請け痛いなど別に、個別に定めなければならないものを「契約による確認事項」とし、共通のものを「注意事項および手続き等契約時の確認事項」として、そこで確認しあうべきトピックスの紹介を行います。

【契約による確認事項】

・善良な高圧ガス管理者の立場で、高圧ガス保安法、労安法等関係法令と指針、条例等遵守
・「高圧ガスを供給する容器に係わる注意事項及び手続き」の遵守
・容器滞留期限または契約満了による充てん
・費用負担(再検査、公租公課、交換部品)
・消費者占有期間における使用上の一切の責任負担
・高圧ガスまたは容器により発生した民事責任の所在
・消費者による供給者損害に対する賠償

(貸与・管理委託)
・容器使用または管理委託料の支払いについて
(管理委託・協定)
・容器廃棄の手続き
・容器預託時の保管手続き
(管理委託)
・契約存在の容器への明示と契約解除時の措置
(貸与)
・容器の保証金の差し入れと充当弁済への了解

▪ 新規取引時に行うこと

【「高圧ガスを供給する容器に係わる注意事項および手続き」等契約時の確認事項】

主に消費者に求められること

（高圧ガスの出荷・受け入れ時）

・容器管理に容器受払責任者の選任　→[保安台帳]
・容器受払責任者の保安指導に対する迅速な対処と安全確保
・高圧ガス受け入れ時、発行伝票に受領署名又は捺印

（高圧ガスの占有・貯蔵・消費時）

・メーカーや販売店等からの取扱注意事項に反した危険な使用の禁止　→→→　容器の取説
・容器付属設備、消費設備等と容器の日常点検による安全の担保　→→→　日常点検シート
・占有容器の盗難防止と常時所在確認　→→→　盗難防止のお願い
・容器の事業所外持ち出し時、容器管理台帳（持ち出し用）で管理　→→→　容器管理台帳
・事故発生時の連絡、事故届けの警察又は都道府県への提出　→→→　事故届けについて+・・
・容器と付属設備類の定期的安全確認実施、オーバーホールや交換徹底　→→→　年間点検票
・消費者占有容器の保安上判断による撤収および点検に対する理解と了承
・容器撤収時の発生損失への請求権と残ガス所有権の権利放棄

（高圧ガスの使用終了/停止時）

・高圧ガス供給に用いられた容器の消費終了後の迅速引き渡し

（その他）

・保安に関する情報の従事者への周知　→[保安台帳]
・保安指導に対する速やかな改善と安全確保および対応報告　→→→　指導フォーム
・保安講習会などへの適宜参加と従事者教育の実施　→→→　保安教育等報告書

主に販売業者に求められること

・納入時および引き取り時、容器固有記号番号を記した授受伝票の発行
・供給側による容器撤収後の口頭または書面における説明義務

双方にに求められること

（高圧ガスの出荷・受け入れ時）

・容器受払責任者の立会いの下、授受確認を実施
・容器の受け渡し時に発行される伝票等書面の２年間以上保存
・容器調書と伝票類の両者保存　→→→　容器調書

（高圧ガスの占有・貯蔵・消費時、その他）

・当面使用予定のない容器の安全確保をはかる協議と対処
・保安台帳の作成および更新への協力　→→→　保安台帳
・容器調書による占有容器との照合と相互確認
・滞留容器状況の認識に問題があった場合の連絡と解決
・容器の所在証明は最終引渡し元を主張する側の責任により実施

・新規取引時に行うこと

4. 保安台帳の作成

保安台帳は消費者への販売に係わる管理シートです。 消費者の高圧ガスへの習熟度など収集した情報、これに応じて提供した情報の記録、行った契約の種類や、これに基づいて選任いただいた責任者の氏名などを記録しておき、同時にそれらが消費者の都合により変更されたときに、連絡をいただけるよう協力の要請をしておきましょう。

5.その他の事前打ち合わせなど

・納入に関する事前打ち合わせ

納品時の入構手続きや、構内の車両走行ルール、納品場所や手続きの個別要望をお聞きしておきます。会社によっては指定伝票の発行や、特別な窓口での受領証明の発行、容器受払い責任者以外に納品時御声がけしなければならない窓口などをあらかじめお伺いし、納品についても置場か、集合装置への付け替えかなど打ち合わせます。

・見積もり、利益計画

自社の利益計画を基に、供給継続が可能な価格提示を行います。

[ここで利用される参考書式]

台帳関連

保安台帳、原票/協力依頼

保安教育等報告書

容器管理

容器管理台帳（授受/持ち出し用） 、 容器調書

盗難防止のお願い + 国民保護法によって・・盗難防止に努めなければならない根拠

契約類

高圧ガス容器賃貸借契約書 / 年間契約委託書

「高圧ガスを供給する容器に係わる注意事項および手続き」

情報提供

消費事業者向け高圧ガス保安法概要紹介

消費者の保安心得チェック項目要旨＋日常点検シート

+高圧ガス消費先点検表 / 高圧ガス積載車両点検表

（イエローカード携行が必要となる法根拠）

容器および付属設備年間点検票

事故届けについて+事故届け様式+罰則一覧+緊急事態連絡体制図+緊急連絡票（掲示用）

ガス溶接作業主任者が必要な場合+講習修了者の必要な根拠

容器の取扱説明書

その他

ＭＳＤＳを交付しなければならない根拠

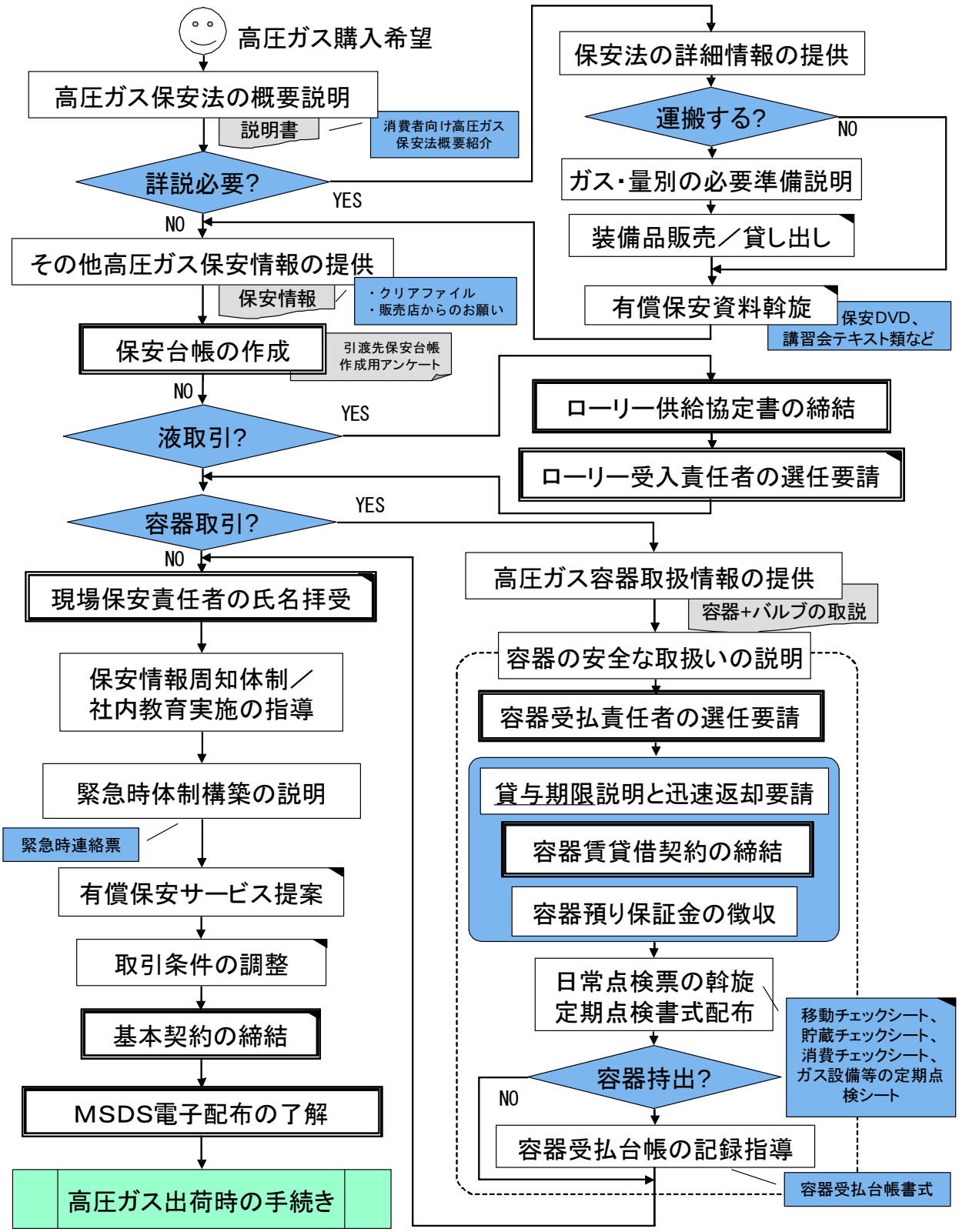
高圧ガス購入希望
高圧ガス保安法の概要説明
説明書
消費者向け高圧ガス保安法概要紹介
詳説必要?
YES
NO
その他高圧ガス保安情報の提供
保安情報
・クリアファイル
・販売店からのお願い
保安台帳の作成
引渡先保安台帳作成用アンケート
液取引?
YES
NO
容器取引?
YES
NO
現場保安責任者の氏名拝受
保安情報周知体制／社内教育実施の指導
緊急時体制構築の説明
緊急時連絡票
有償保安サービス提案
取引条件の調整
基本契約の締結
MSDS電子配布の了解
高圧ガス出荷時の手続き
保安法の詳細情報の提供
運搬する?
NO
ガス・量別の必要準備説明
装備品販売／貸し出し
有償保安資料斡旋
保安DVD、講習会テキスト類など
ローリー供給協定書の締結
ローリー受入責任者の選任要請
高圧ガス容器取扱情報の提供
容器+バルブの取説
容器の安全な取扱いの説明
容器受払責任者の選任要請
貸与期限説明と迅速返却要請
容器賃貸借契約の締結
容器預り保証金の徴収
日常点検票の斡旋
定期点検書式配布
移動チェックシート、貯蔵チェックシート、消費チェックシート、ガス設備等の定期点検シート
容器持出?
NO
容器受払台帳の記録指導
容器受払台帳書式

■出荷取引／訪問にあわせて行うこと

取引の発生や、訪問のタイミングは、消費現場を確認できる唯一のタイミングです。消費先と販売店の間に締結された契約が遵守されていることは、高圧ガス供給の必要条件となりますので、その遵守のすべては消費者の責任ですが、訪問時や納品時に見える程度においては、それが守られていることをチェックしておくのも販売店の勤めとなってくると考えられます。販売店が訪問時や納品時に十分見える範囲で契約違反をしていたことを目をつぶって見逃していて、事故が起きたとき「契約があるから、販売店側に責任はない」といっても、実質的に通らない可能性もあります。

ほかにも、販売店側が行うべき法的、あるいは道義的保安関連業務について、出荷タイミングではじめて必要となることがわかるものがあります。周知文書などはそのひとつです。既存の引渡し先に、はじめて酸素やアセチレンといった溶接・溶断用のガスが出荷された場合は、そのときはじめて周知文書が必要となります。それまで納品していたガスがアーク溶接用の炭酸ガスなどのシールドガス中心であれば、そういった可能性が十分ありますし、それまで水素炎での仕事だけであった工場がプロパンをはじめて購入する場合も同様です。十分注意しましょう。

1.新規出荷ガスかどうかの確認

出荷が発生するたびに､その出荷されるガスが引渡先にとって初めての出荷になるかどうかがわかるようにシステム化しておきます｡機械化されておらず出荷のタイミングで見落とした場合は、後追いになっても法律に従った措置を行うよう努めましょう。

とはいえ、受注時の言い間違え、聞き間違えなどによっても、新たなガスが出荷される誤納品の可能性もあります。誤った出荷によって、自社の配送の手間が増えるのはもちろん、お客様の生産計画をも狂わせて、その納期に影響を与え、大きな損害を被らせるという可能性も否定できません。届け先の間違いなども含めて、出荷経歴のないガスの受注には十分注意を払う必要があります。

新規のガスであれば、必ずＭＳＤＳの配布義務が発生し、それが限られた一部のガスの場合、周知文書の配布対象となります。

もちろん、新規出荷のガスの場合には、出荷に先立って自社の利益計画を基に、供給継続が可能な価格提示が見積もりなどの文書によって行われている必要があります。

2.出荷のたびに行われる事前準備

必ず、前もって売上伝票など出荷に係わる伝票を準備し、社内や仕入先の在庫を確認しましょう。ガスが毒劇物の場合は特別な譲渡手続（氏名 職業 住所）が必要です。ガスの出荷は一般に消費先からの発注によって行われることが多いと思われますので､消費先の納期などの要望に合わせて配送計画が立てられているか、またその納期の連絡は確実になされており、その納期についてお客様の了解が得られているかの確認を徹底しましょう｡もし納品がお客様の都合を勘案して行われない場合には、引渡し時に先方の受け取り手続きを履行していただけず、

受領書への押印や容器の適切な保管措置、あるいは返却すべき容器の明示がおろそかになり、その手続きの為に再度の訪問が必要になったり、重要な資料が欠けたままになるなどといった不都合が想定されます。

もし、出荷が先方の引き取りによって行われる場合には、引き取り手段が高圧ガスの移動の基準を満たしているかを、事前に問い合わせることも大事です。⇒「容器などを引き取りで出荷するとき」

貸与期限の過ぎた容器等について、個別回収などを行っていない販売業者であった場合等、あるいは何らかの理由で回収を先延ばしにされている消費先に納品する場合には、出荷資料とともに回収に必要な書類も添付しておきましょう。

3.出荷作業の留意点

出荷するガスの種類や容器種別、総量などに、積み込み時における間違いがないか、伝票と現物を確認しながら、必ず指差し呼称で確認します。複数の引き渡し先への出荷を混載する場合は、あらかじめすべてのガス商品の種類と数などをリストとして書きだして伝票と照らし合わせ、積み込み終了後にリストと現物を再突合せすると間違いが減ります。

その他、引渡方法、場所、納期など需要家から指定された納入方法の勘違いなどはないか、出荷指示書等確実な連絡方法をもってチェックできる体制を構築しましょう。

4.現場での引き渡し

Δ容器の授受伝票の発行と、受取り受領

Δ供給設備がある場合はガス漏れなどの確認

▲容器管理

（信頼性のある授受管理が必要、バーコード／ＲＦタグ［爆］が推奨）

5.現場確認事項

Δ顧客先での問題ある消費・貯蔵がないかチェック

☆容器置き場の確認（消火器、分置可能性、保安距離）

☆警戒標識の設置

☆構内移動方法の確認

☆消費現場の場所確認
☆逆火防止器の斡旋／説明

△回収必要な高圧ガス容器はないか確認

●その他・コミュニケーション
△クレーム、要望、相談事項への対応（社内への報告を含む）

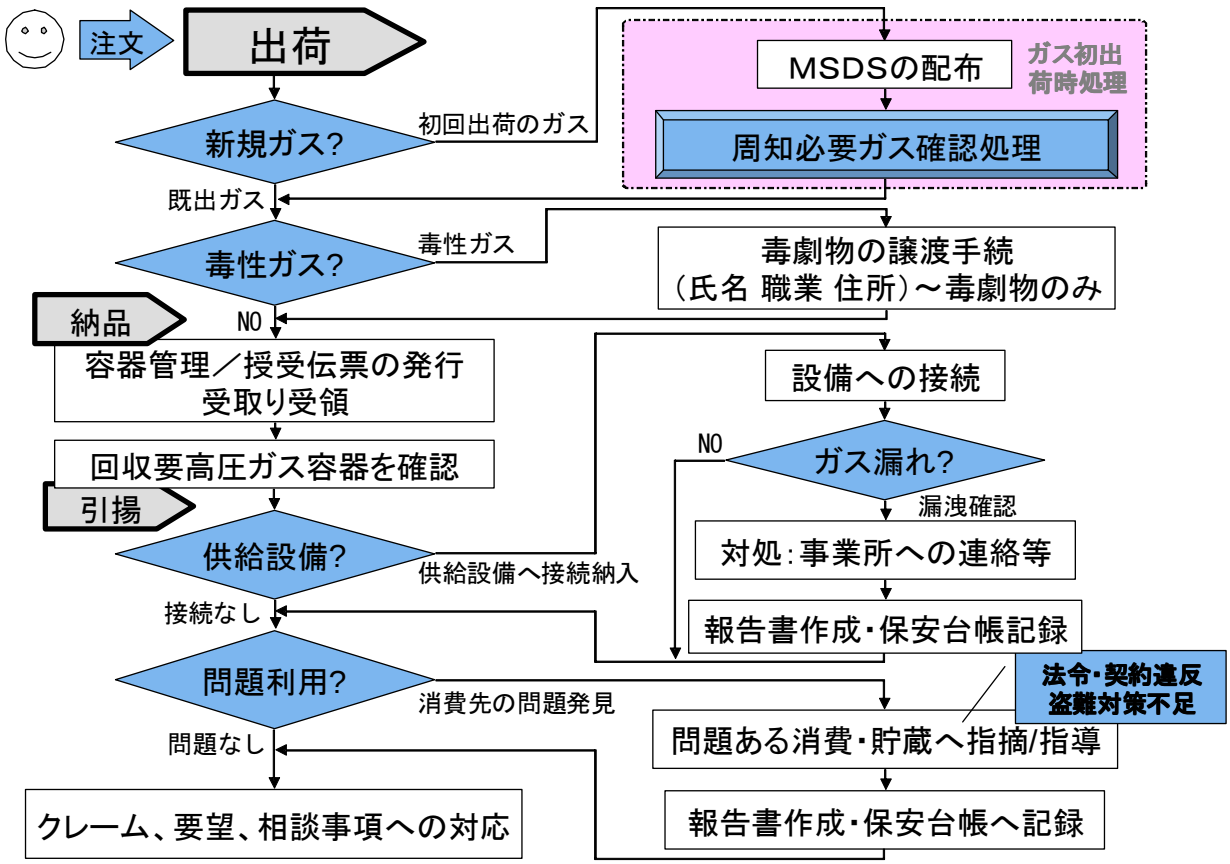

[ここで利用される参考書式]

指導フォーム
周知文書

■高圧ガス容器販売時に行うこと

まず、高圧ガス容器を販売する理由として、消費者が容器の長期停滞を望んでいるとか、貸与容器程度の容器管理をしたくないためというのは、顧客に将来の危険を販売するものですから、高圧ガス販売店としては、現に慎むべき商行為と考えます。

高圧ガス容器を所有する場合、容器所有者を容器本体に明示するという、高圧ガス保安法の中でも比較的罰則の厳しい法律があります。その所有者の明示の方法にはいくつかの方法があり、液化石油ガスの容器については、胴部への住所・氏名・電話番号などのペイントなどでよいとされていますが、それ以外のガスについては、容器の種類に関わらず、刻印またはネックリングへの刻印という限定的なものであり、一応住所氏名電話番号を刻印するという方法も、決められてはいるものの、正式には高圧ガス保安協会に登録し、与えられた所有者記号番号を肩部に打刻するなどの方法が、スタンダードであるとされています。

ただし、容器を一、二本所有する消費者すべてが登録するようなことは、想定されていない（現容器所有者記号番号は、すべてのパターンを与えたとしても 26000 種類しかなく、全溶連会員だけでも、各会員が顧客 15 社に売った容器の登録を顧客にさせただけでパンクする。しかも、現在使用されていない記号があるため、さらに発行できる種類は少ない）システムであるため、現在は販売店など大口の所有者が代理登録をする制度が一般的となっているようです。その場合、実際の容器の所有者が誰であるかという証明は、所有者記号番号の登録者と、実際の所有者であると名乗る消費者の両方の同意があって可能となります。いずれかの意見に相違がある場合、確たる証拠がなければ所有者が誰なのか判別の付かないのが現在のシステムだといえます。

実際には、売買を証明する契約書か見積もりや伝票、領収書の類も大事ですが、現在販売店の所有者記号番号が刻印されているとすれば、それを正当化するためには、販売店に業務管理を委託した書面がなければ所有者と名乗る人が法律違反になってしまいます。

●容器所有者の表示義務遵守の徹底

容器の所有者の唯一の義務といってよいのは、所有者表示義務です。液化石油ガス以外の容器について、刻印をしなければならないことになっており、その刻印の内容は「所有者の氏名等」、「所有者の登録記号番号」または「業務受託者のいずれか」となっています。守らなかった場合には、最高で半年の懲役と 50 万円の罰金の両方が科せられる罰則もあり、徹底されなければなりません。利便性からすでに刻印されている前所有者（多くは販売した業者）に管理業務を委託した契約を締結し、代理登録を依頼することで従来の刻印を利用する方法が一般的になっているようですが、これを推奨するＫＨＫが例示する契約書式に、所有者と管理業務受託者の責任分担が明示されていないため、実態としては「長期停滞用」、「手抜き管理用」に容器を所有する事業所が後を絶たず、所有容器であるがゆえに管理不在容器となり、破裂事故に至ったケースも少なからず発生している。

罰則の重いことを前面にＰＲして表示義務を徹底するとともに、その解決を代理登録の締結に誘導し、全溶連スタイルの管理業務委託契約を締結して「廃棄」と「定期点検」を徹底することによって、所有容器であるがゆえの事故の撲滅を目指しましょう。

[ここで利用される参考書式]

所有容器表記不備における法律違反のお知らせ

容器の所有について/容器所有表示のシステム

容器管理委託契約書/保安協定書

「高圧ガスを供給する容器に係わる注意事項および手続き」

容器購入希望者への注意事項

※　長期に容器を停滞するために高圧ガス容器の購入を検討するのは危険ですから避けてください。

※　高圧ガス容器を所有した場合、容器への正しい所有者表示がなされていない場合、高圧ガス保安法違反により、所有者は最高懲役６月及び罰金５０万円の罪に問われることとなります。

※　液化石油ガスの容器には「はがれないシール又はペイント」で所有者の氏名等が表示してあれば問題ありませんが、それ以外の容器は「高圧ガス保安協会」に登録し、付与された「登録記号番号」の打刻によって所有者の氏名等を表示しなければなりません。

（「所有者の氏名等」とは所有者の氏名、市町村までの住所、電話番号のことをいいます）

※　すでに打刻されている所有者の氏名等の表示は、新たな所有者の氏名等を表示、あるいは打刻する際に消去しなければなりません。

※　購入した容器の管理委託契約を締結した場合は、容器に表示する氏名等は受託者のもの（受託者が高圧ガス保安協会から登録記号番号を
付与されている場合は登録記号番号）でもかまいません。

※　容器の管理委託契約を行っている場合は、管理受託者との間で、管理上の責任の範囲を書面上で明確にし、**特に定期的な点検と、廃棄時の扱いについて取り決めておいてください**。

高圧ガス容器販売時に行うこと

容器管理委託契約容器貼付用ラベル

この容器は法定の所有者刻印について管理業務契約がなされ、
点検や廃棄等保安管理の契約を遵守しなければなりません。
契約不履行の場合、所有者は懲役＋罰金の法違反対象となります。
不明なことは容器に刻印された所有者記号番号（英１＋数３文字）
を登録する管理業務受託者（不明の場合はガス供給業者か
高圧ガス保安協会）までお問合せください。

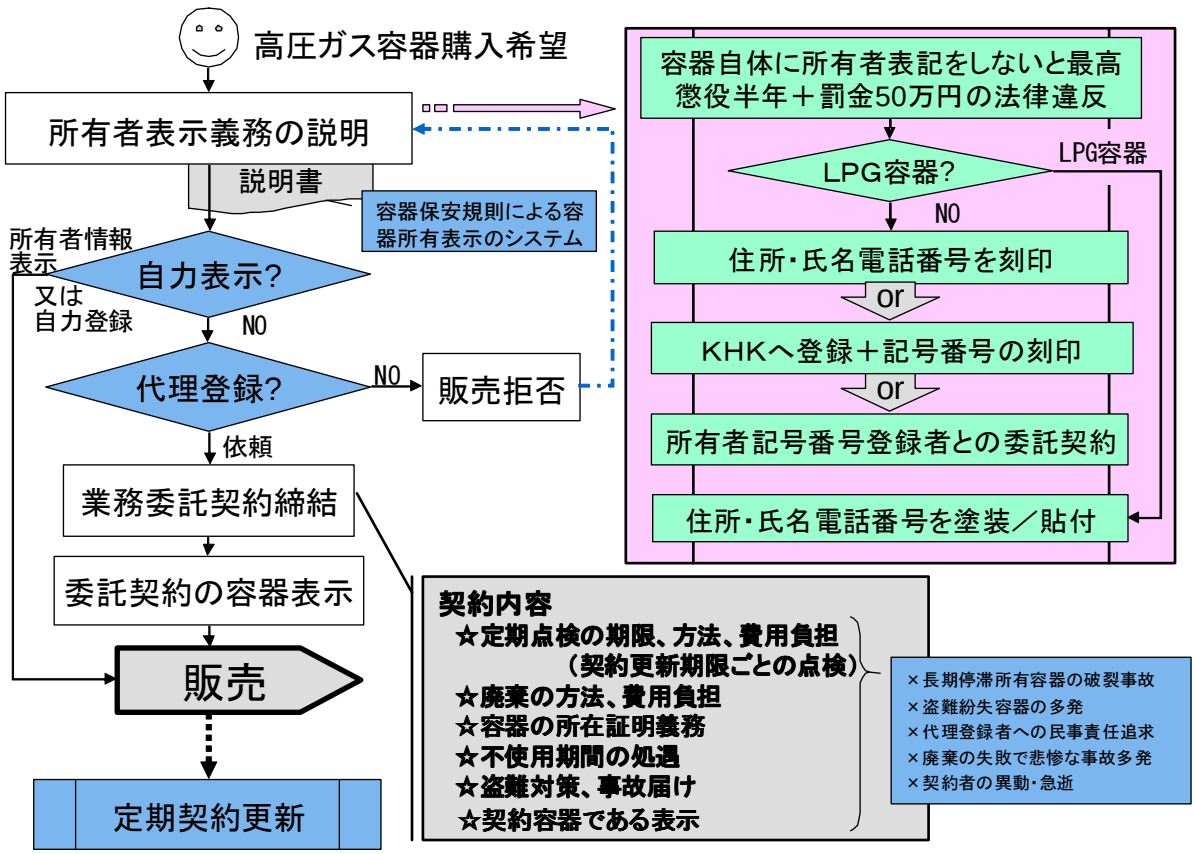

■販売目的の引渡し先への販売時に行うこと

販売目的の引渡し先との取引は、 その事業所が販売業者であるかどうかによって、おおきくわけて二種類の対応が考えられます。
ひとつは別の地域などで高圧ガスの販売を業として行っていることが確実な、既存販売店からの依頼を受けて代納というかたちで販売し、商品は直接消費者に納品する場合であり、もうひとつはこれから販売をしようかと考えている販売店の届出がでているかどうか疑わしい場合です。
前者の場合の注意事項として、代納を行う末端の消費者に対して、どちらの責任で、どちらの基準の保安業務を行うかということをあらかじめ打ち合わせ、書面においてとりきめておくことが必要です。これを怠ると、実際にその被害をこうむることになるのはその消費先、つまりお客様です。
後者の場合、販売店でないけれど、これから販売店になることを希望するものであるというパターンです。その中には現在届け出をしていなくても、それを行う可能性のある場合や、すでに手続きに入っている場合など、届け出をする方向性にあるものはよしとして、そのつもりはないけれど販売はしたい、あるいは単に高圧ガスを譲渡したいだけの場合もあり、その場合に販売届けなどという面倒な手続きをとるのは避けたいという考えの事業所もあるかもしれません。特に一部のガスを除いて、多くのガスの販売には、高圧ガスの販売主任者免状と経験を持った販売主任者が必要となるため、簡単に販売業者の届出条件を満たすこともできません。
既存販売店が、高圧ガスの引渡し先の保安台帳を整備し、ここに販売先が販売業者であった場合には、販売届けの届出年月日などの届出情報を記載することになっているのは、届出済みの販売業者以外に、販売目的の高圧ガスを譲渡することがないように考えてのことに違いありません。

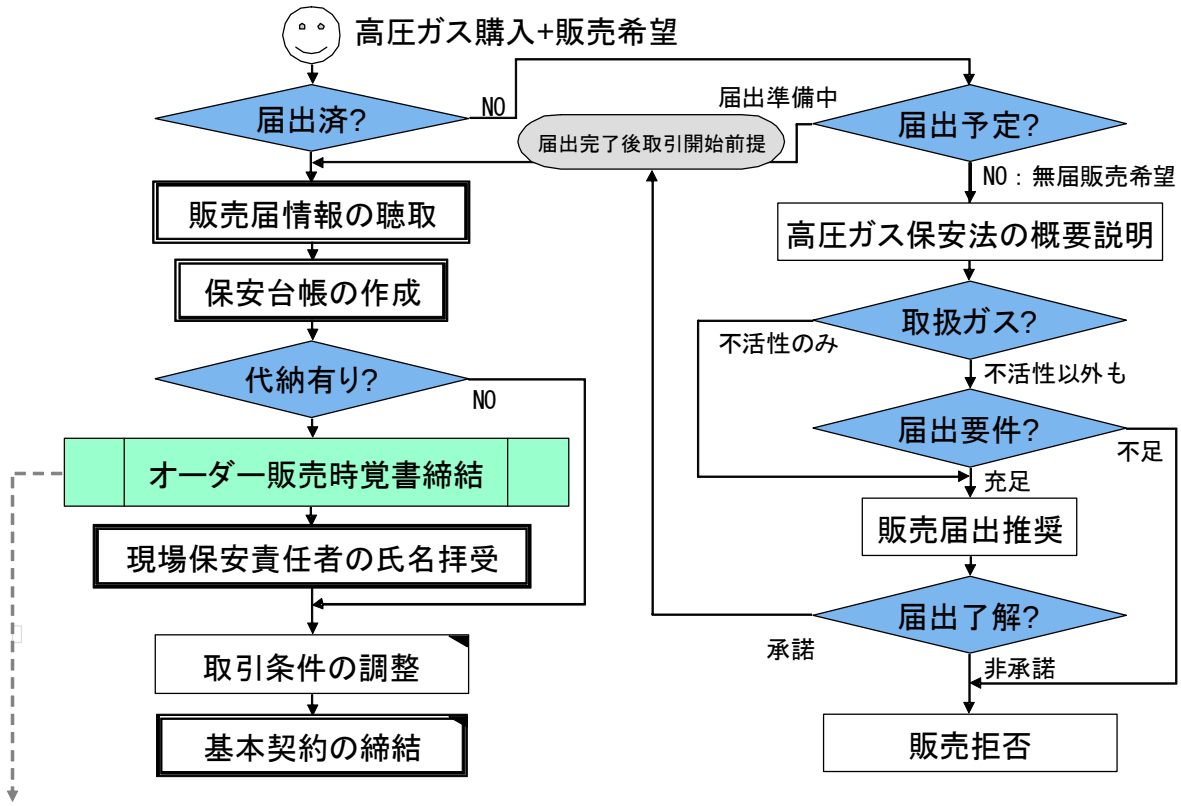

「高圧ガス販売希望者からの購入申し込み想定問答」

Q．ガスを売りたいんですけど

A.販売されたいということですか？それには販売届けをされていないといけないことになっているんですが。

Q．いや、ちょっとうちの機械につけて売りたいだけなんだよ。

A．ですから、そういうガスの販売については法的に、販売届けをしている販売店でなければしてはいけないことになっているんです。

Q．いやガスは機械のおまけなんで、別に代金をもらおうとは思っていないんだよ。

A．それでも、機械が出るたびにガスを供給するとなると、ガスをつけて機械を売ることで、反復的に利益を得ているため、ガスの販売となります。これには販売する２０日まで前に、ガスによっては経験と免状を持った販売主任者を選任して都道府県知事まで届出をしておかなければならないのです。

Q．じゃあ、うちが使うことにして買うから、それならいいだろう。買ったものをうちがどうしようと、うちの勝手だろう。

A．我々販売店は、どこに何のために使うどういうガスを販売しているかを、管理する保安台帳を備え、どこに販売した容器が滞留しているかを管理する容器管理台帳をつけなければならないことになっています。お宅にお売りしたガスがよそにあっても困りますし、お宅にお売りしたガスがお宅が使っているはずの用途で使用されていないとなると、うちの法律違反となり、明日からこの商売がやっていけなくなる可能性もあります。ですからそういう販売はできないことになっています。

Q．そんなの、いちいち調べにくるわけないだろう。いったいどうすりゃ売れるんだ。

A．いちいち調べにはきませんが、もしそのお客様で事故が起こったときに、これはどこから買ったものか調べられます。もちろん、先にそちらへ調査が入るでしょうけれど、そのあとうちにも調べがあります。実は、販売店が販売の基準である保安台帳をちゃんとつけていなかったほうが、無届販売より罪が重いのです。しかも、当社は商売ができなくなったり、今の販売主任者の免状の取り上げも心配しなければなりません。もし、そちらが届けをした販売店になれないのであれば、うちから、あるいは通常の高圧ガス販売店から直接お買い求めいただいてください。

・他地域の同業者との取引時に行うこと

■他地域の同業者等に供給（代納）を依頼するときに留意すること

「販売目的の引渡し先への販売時に行うこと」で「別の地域などで高圧ガスの販売を業として行っていることが確実な、既存販売店からの依頼を受ける」という場合があると解説しました。逆に、自らがその既存販売店にならざるを得ないことがあります。そのときには、現地で自らのお客様に代納を依頼する販売店との間で、同様に代納を行う末端の消費者に対して、どちらの責任で、どちらの基準の保安業務を行うかということをあらかじめ打ち合わせ、書面においてとりきめておくことが必要となります。

・保安台帳と容器貸与契約は窓口販売店が責任担当する
・代納業者へのそれら情報の提供
・各責任分担の覚書締結

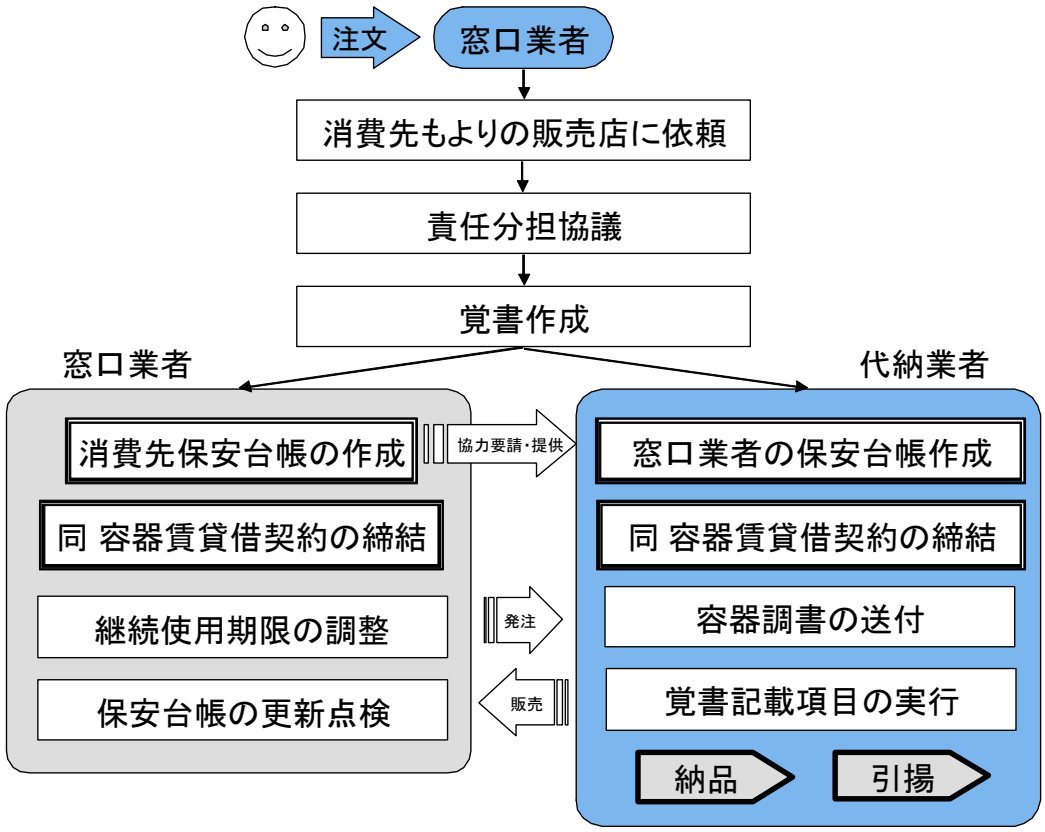

［ここで利用される参考書式］

覚書

・容器の配送を販売店以外の運送業者に委託しているときに行うこと

■容器の配送を一般の運送業者に依頼する場合に注意すること

たまたま、遠方の購入先にガスを届ける場合で、自社配送の車両ではとどけられず、しかたなく一般の日通などの運送業者に依頼する場合があると思われます。なかでもメーカーからの直送ではなく、自社の貯蔵庫などから直接需要家に配送する場合は、依頼する運送会社が高圧ガスであるということをよく認識して、保安法の安全基準に基づいて運搬し、事故無く先方に到着するよう、また到着した先方において、間違いなく受け入れられるよう、心遣いをしておかなければなりません。
自社配送便と違って、届けられた高圧ガスが到着後、どのような状況で保管されるかなどについて、まったく関与できないこういった場合に、到着後注文者が受け取りするまで門衛などで管理され、炎天下に長時間晒されているといった危険性もないとはいえません。受取った相手が、ただちに高圧ガスとしての正しい保管の基準で貯蔵にあたれるよう、指示書を添付するなどの配慮を行いましょう。

・運送会社に対する依頼時の確認事項
・配送車両が移動の基準に沿って配送しているかの確認
・（場合によっては）配送車両への高圧ガス移動車両のチェックリスト頒布
・引渡し先（顧客）への受け取り時の状況確認、および指示書など

■自社容器の配送業務の一部を特定の運送業者に委託している場合に行うこと

自社で専属の運送会社に高圧ガスの配送を行わせている場合があるかもしれません。突発的に利用するのではなく、日々の配送業務や、ある程度繰り返し反復的に利用する場合には、予めその運送会社と、高圧ガスの移動や、引渡し先での注意事項などについて打ち合わせし、行われるべきことの分担について書面で指示をまとめておくことが寛容です。
受託する運送会社の利用頻度や力量などで、ずいぶんその範囲は違ってくるものと思われますが、販売業者として需要家から求められる、納入時に行うべき事項が十分に行われず、消費現場に不都合が発生しないよう、十分な対処が必要です。

・容器などを引き取りで出荷するときに行うこと

■容器などを引き取りで出荷するときに行うこと

需要家の都合により、販売業者の車両によって納品するのではなく、需要家が直接販売店に立ち寄って、高圧ガスを容器で引き取っていく場合があると思われます。その場合、持ち帰って利用する消費現場での安全確保について、納入した場合より丁寧に説明するなど、訪問して納入するよりもさらに十分な対応が必要と考えられます。

また、販売業者の専用車両とは違って、通常高圧ガスを運搬している車両ではないことも考えられ、装備などがそろっていないということも想定し、パンフレットなどで注意を喚起し、チェックリストで点検したあと引き渡すといった措置が効果的でしょう。

間違っても、引き取りした車両が帰り道事故にあうなどして、それが高圧ガスの惨事を引き起こすことがないよう、十分な対処が求められます。しかし、需要家の中には、たまたま一度きりと考えている高圧ガスの引き取りに対して、保安工具や消火器などの装備をするのはかなわないと嫌がることも考えられます。これに対応して、引取りが想定される販売店としては、保安工具や車載用消火器のレンタルなども準備しておくことが求められます。

・移動時の基準をみたしてもらう
　　高圧ガスステッカー
　　イエローカード　/　緊急防災工具　/　消火器
　　（酸素・可燃性ガス・毒性ガス）
・積み方について
　　容器の固定、40℃以下に保つ措置
　　アセチレン/ＬＰＧ立て積み
　　可燃性ガスと酸素のバルブの向き
・トラックなど開放荷台以外での輸送時の注意
・車両の上での貯蔵の禁止

☆イエローカード、ステッカー、消火器、保安工具の斡旋/レンタル

［ここで利用される参考書式］

高圧ガス積載車両点検表
イエローカード携行が必要となる法的根拠

・持ち込み容器への高圧ガス充てんを依頼されたとき行うこと

■持ち込み容器への高圧ガス充てんを依頼されたとき行うこと

既存の取引先または、そうでない需要家から、その顧客の所有容器であると主張する容器を持ち込んで、ガスの充てんを依頼される場合があります。新規の取引相手であれば、冒頭の「新規取引時に販売業者として行うべきこと」に基づいて、するべき手続きもあるわけですが、この場合、それ以外にも注意しなければならないポイントがあります。
その注意しなければならないポイントは、持ち込まれている容器に刻印されている、所有者情報によって異なります。
現在、消費者所有容器と称して持ち込まれる可能性がある容器には、いくつかの種類があります。
まず、既存販売店の所有者情報が刻印されているもの、そのうちでも、刻印された記号番号の登録者が明確で、すぐに連絡もつく場合、あるいはそうでない場合があると考えられます。
連絡がついても、その持ち込まれている容器について、売ってしまった等で、データ管理を行っていない場合もあり、その場合は正確な所有者を確認することがいささか困難になるでしょう。
また、刻印制度以前の容器であるとか、意図的に所有者情報を刻印されていないなどの容器に至っては、そのままでは法的に充てん、あるいは再検査を受けることが出来ません。刻印制度以前の容器についてはTYマークなど、必要な情報が刻印されていないおそれもあり、その場合は当該容器にかかわる容器証明書が必要となります。
過去に販売された容器で、所有する本数が極めて少ない場合には、ネックリング部にロウ付けなどした金属薄板に、氏名などを打刻してあることによって、所有者を明らかにしてある場合があります。
あるいは、消費者所有の容器であっても、高圧ガス保安協会に登録した所有者記号番号を所有し、これを打刻しているものもあると思われますが、これについては、持ち込み者がその容器の所有者であることの確認を行えば所有関連にかかわる問題は存在しないでしょう。

これらのいずれの場合においても、本来の容器の所有者が判明し、その所有者から当該容器に充てんすることについて了解が得られれば、充てんするという前提で容器をお預かりすることになります。
しかし、所有者刻印があって、容器の所有権を他に主張するものがある場合で、充てんすることを了解してもらえない場合には、同義的にではありますが充てんさせていただくわけにはいきません。もしかすると、その容器は所有者がなんらかの事情（例えば内部に薬品が侵入したためバルブを取り外し、チェックしたところ内部腐食が甚だしいなど）で、バルブを外して屑化したはずのものが、知識の無いものによって回収され適当なバルブを取り付けられただけの危険なものかもしれません。所有者に確認も無く充てんしようとすれば、充てん圧力に耐え切れず破裂事故などが発生するかもしれません。2010年には、フロン容器のバルブが圧縮空気用のものに交換され、充てん所に持ち込まれて破裂した事故が発生しています。
TYマークまたは容器証明書があり、所有者記号番号の刻印のない容器には、新たに刻印を施さなければなりません。この場合は、「高圧ガス容器販売時に行うこと」を参考に、持込者に容器の表示の義務を遂行させなければ、充てんや再検査が行えません。ここで販売店の所有者記号番号を打刻することになった場合は、業務管理委託契約の締結を忘れてはなりません。
容器所有者の義務について、面倒がられるなどの抵抗があれば、いっそのこと販売店で容器自体を購

入して貸与するという選択肢も考えられます。もし、別の所有者記号番号の刻印された容器の刻印を打ちかえる場合は、必ず刻印の所有者に連絡をしましょう。

法的条件が整ったら、充てん価格の見積もりとともに、預かり期間を明示します。その際、再検査が必要であれば、再検査の期間、余分に預かる旨の説明が必要です。もちろん再検査の費用が所有者である持ち込み者の負担となることも伝えましょう。

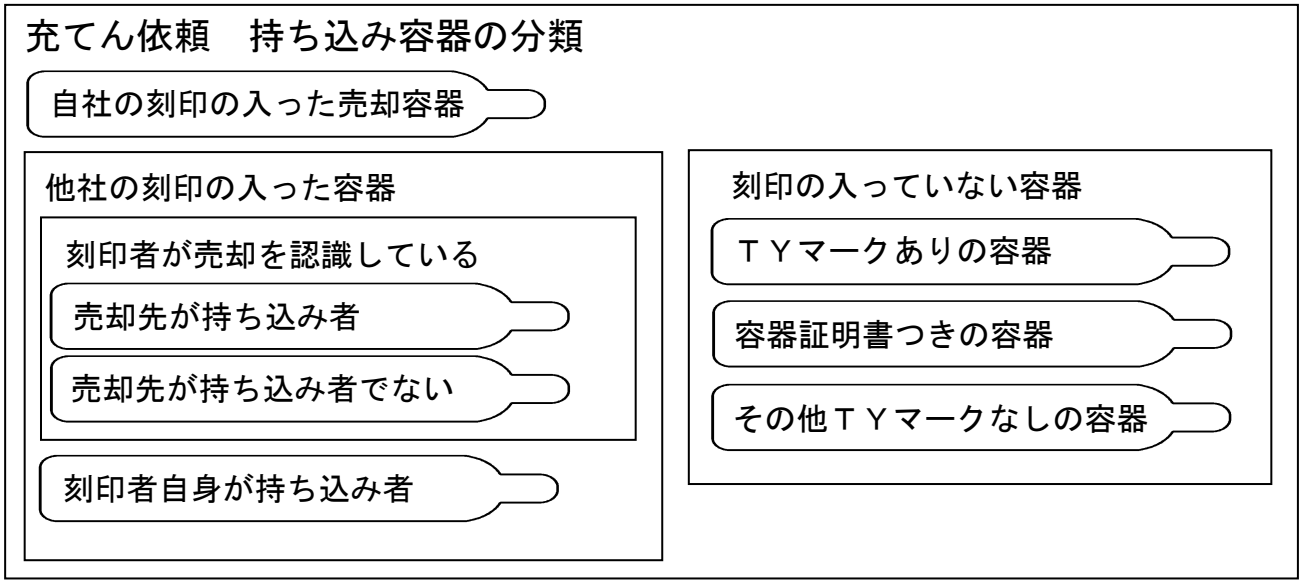

［ここで利用される参考書式］

定期的に行うこと

■定期的に行うこと

これまでの、なにか高圧ガスの引渡し先からのアクション（または自らのアクション）に伴って発生する作業などとは別に、きっかけがなくとも能動的、定期的に販売店として行っていかなければならない作業が多くある。保安とは直接関係がないかのように考えられるかもしれないが、消費事業所などの経済的状態についてもチェックを行っておかなければ、知らないうちに廃業し、行方不明になっていたり、倒産して高圧ガスの容器が無管理状態になっていたりすることもある。同時に破産管財人によって引き上げることが出来なくなることもあるため、保安推進という側面から、消費事業所の経済事情についても、チェックを行う必要が生じてくることを理解しておきましょう。

[客先について]
・年に一回以上の周知⇔周知を要する高圧ガス
・契約更新事項はないか（契約内容の改訂、所有容器など）
・容器調書の発行、長期滞留容器、客先不明容器のチェック、回収
・（契約によって）容器延滞料の請求・徴収を基盤とした停滞容器の返却催促

・逆火防止器、調整器の期限切れをチェックしてもらっているかの確認
・ホース類の老朽化をチェックしてもらっているかの確認
・客先の使用/貯蔵の状況変化(総貯蔵量も含めて)がないか確認

・保安講習会開催の案内など情報提供
・顧客からのクレーム、要望、相談事項の積み残しチェック
・取引先毎の与信オーバー、回収条件の変更はないか

[自社に対して]
・許可、認可申請の期限切れ
・容器の回転率、配送コストの適正化
・許認可・申請事項の期限切れ、取り下げ申請・申請範囲の変更がないか確認

[両方で行われること]
・保安台帳更新の問い合わせ・更新
特に客先での人事異動による責任者の異動
住所や事業所名称、各連絡先などの変更
自前で高圧ガスの許可・届出などを行った場合

以上、年間行事として、組み入れておくと間違いない

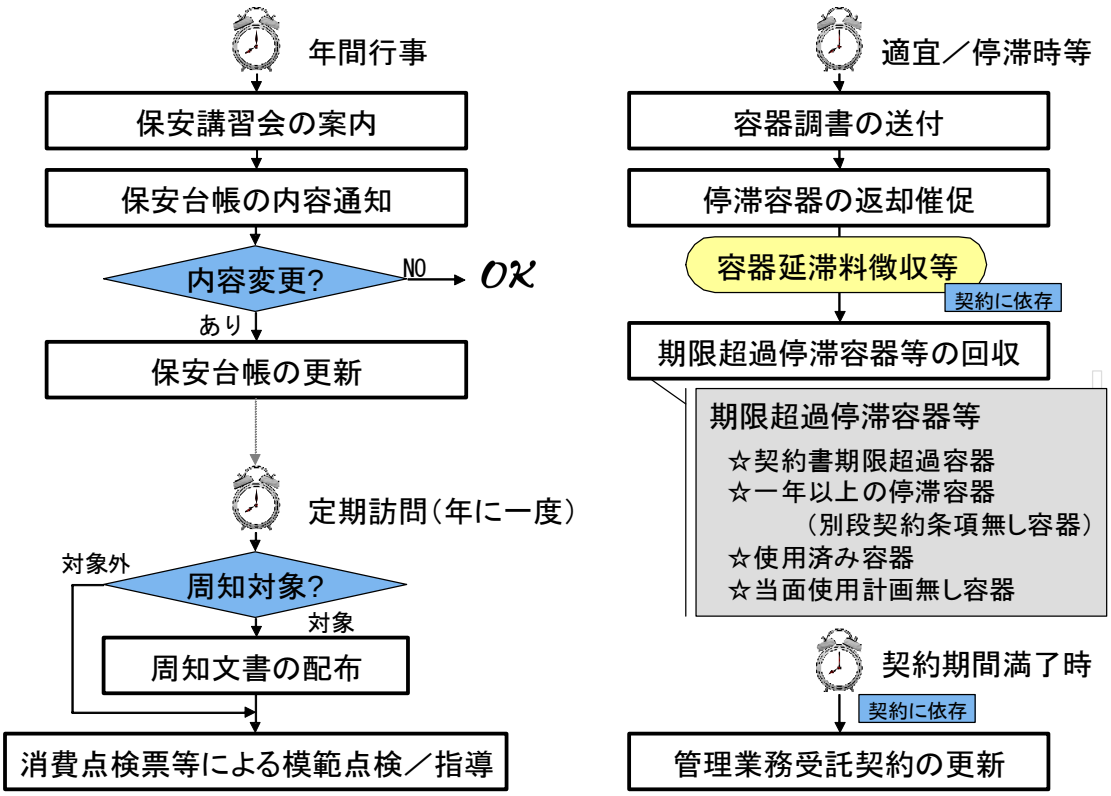

※容器延滞料の請求･徴収は、容器にかかる費用のためだけに徴収するものではなく、新たに購入したほうが安くなるという状況の構築と、容器が借用物であって、いつか返却しなければならない、高価なものであるということを消費者に常に自覚していただき、盗難や紛失防止にもつなげるための、販売業者として重要な作業であることをご理解ください。

［ここで利用される参考書式］

保安台帳
容器調書

容器賃貸借契約
業務管理委託契約

周知文書
消費先点検票
年間点検票

・緊急の場合のため準備しておくこと

販売店にとっての緊急時とは、自社内および自社の配送車両など供給段階で発生した事故などがそれにあたるほか、自らの顧客の消費現場や容器置場のような貯蔵施設で起こったもの、あるいはその設備などがほかの災害、例えば隣接する社屋などの火災によって延焼の被害を受けそうになった場合などがこれにあたるでしょう。もちろん、局地的な地震によって設備などが倒壊した場合、水害によって容器が流出するなどもこれにあたると考えられます。

これらいずれの場合にも、対応する手順を、社内の陣容などから、可能な範囲で十分に準備しておくことが、高圧ガスを取り扱う販売店として求められるでしょう。

■緊急の場合のためおこなうこと

☆連絡、担当の準備(社内保安体制)
☆緊急（社内、従業員移動中、顧客先／平日、休日）対応マニュアルの策定、社内徹底
☆緊急連絡先等の変更チェック
☆連絡訓練、防災訓練、消火設備などの定期点検
☆業務継続計画（ＢＣＰ）

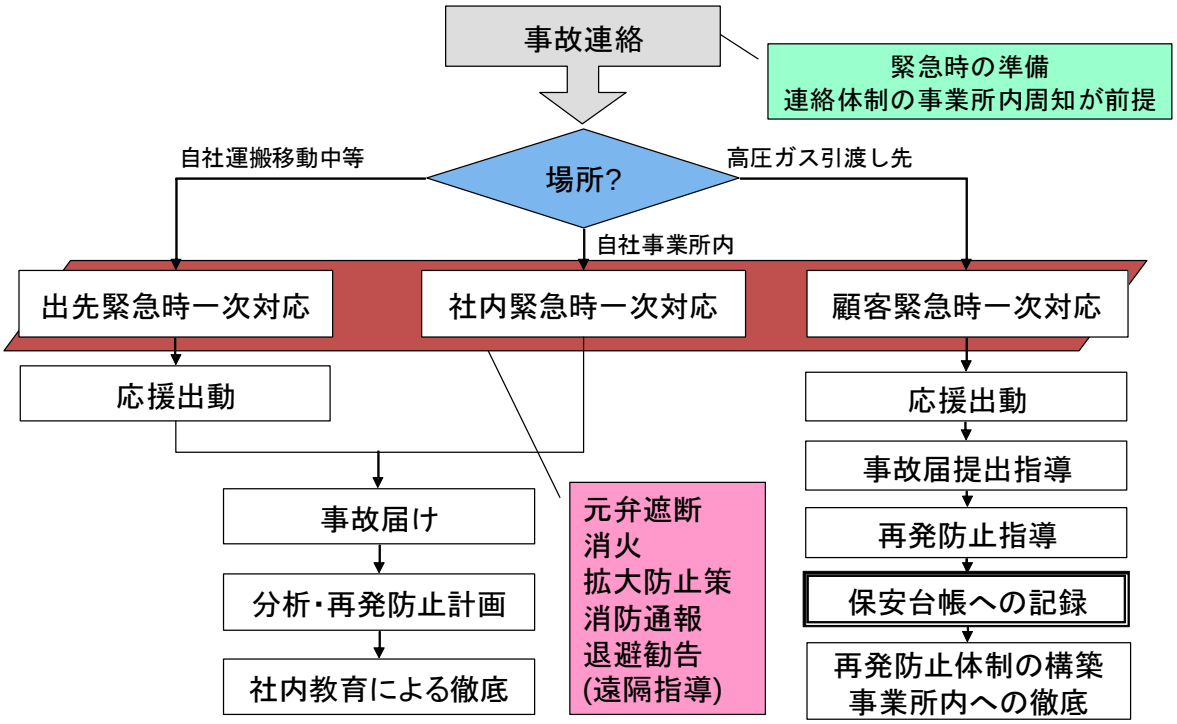

[ここで利用される参考書式]

盗難防止のお願い
国民保護法によって・・盗難防止に努めなければならない根拠
事故届けについて+事故届け様式+罰則一覧
緊急事態連絡体制図+緊急連絡票（掲示用）

■社内で行うこと

☆販売や貯蔵に係る許認可、申請、期限確認
☆同、責任者の立場など適正か確認
☆保安業務の効率化（非効率さによる手抜きや漏れの発見・改善）

☆販売店チェックシートによる定期点検
☆社内保安教育・防災訓練
☆社内教育計画・計画的販売主任資格者の育成（免状取得・経験）
☆容器管理システム
☆緊急連絡先の変更チェック
☆防災工具、消火器など（ガス販売時の販売、貸し出し用なども含む）の点検
☆イエローカード等、必要書類の在庫整備

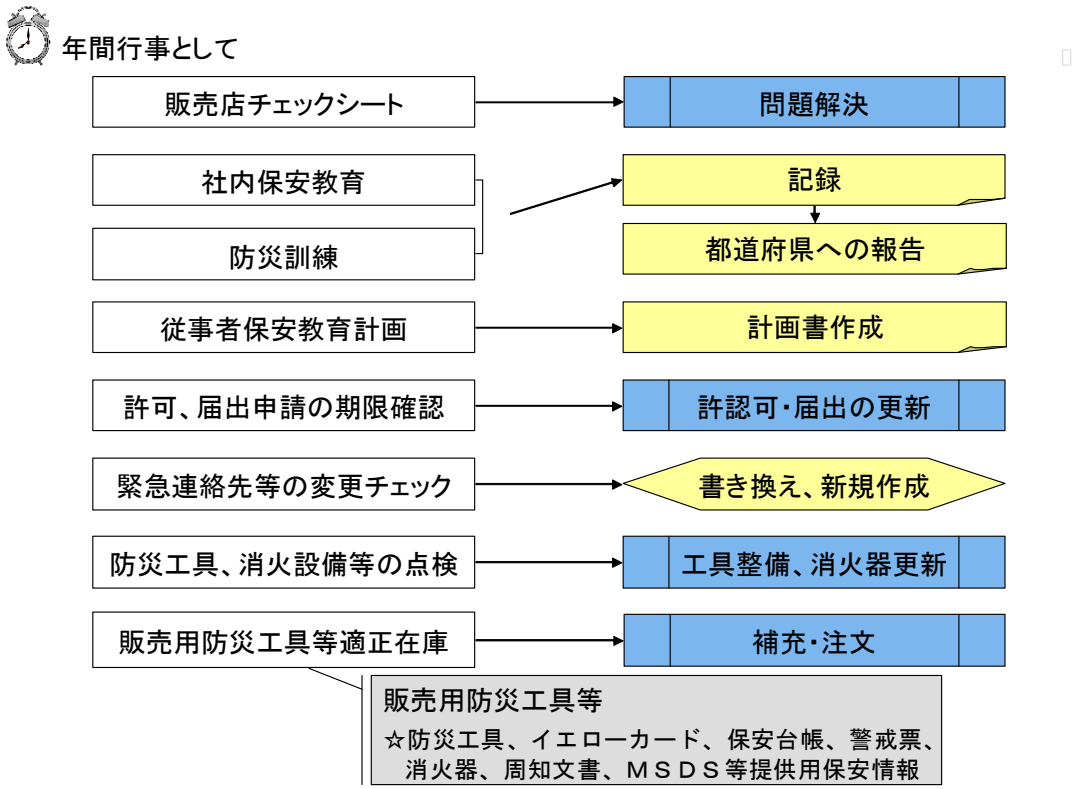

[ここで利用される参考書式]

保安教育の計画書　同実施記録
保安概況報告
販売店チェックシート（ＪＩＭＧＡ？）

・その他準備しておくこと

■その他準備しておくこと

☆自賠責・任意保険（車両）
☆第三者賠償責任保険（全溶連）
☆関係団体への加入による情報取得
　高圧ガス溶材組合など（全溶連下部組織）
　高圧ガス地域防災協議会
　高圧ガス容器管理委員会
　高圧ガス保安協会

☆社内保安体制の確立
　保安責任者／担当窓口の選任（販売主任者？）、社内周知
　平常時の顧客への保安サービス体制の確立
　ガス漏れなど緊急時の対応手順の徹底
　事故発生時の対応手順の策定
　社内/社外緊急連絡網の確立/確認/掲示
　　顧客先・移動中

☆消防法、安全衛生法、国民保護法の理解
　周知文書の徹底理解
　契約化・容器有償化/期限徹底の重要性徹底理解
　一定以上のガスの取扱いの量確認
　作業別資格要件の確認

★定期的な業界主催保安講習会の開催計画
★地域供給互助システム構築（ＢＣＰの延長上）

［ここで利用される参考書式］

×全溶連の保険案内
×全国の全溶連傘下団体一覧表
×各都道府県高圧ガス地域防災協議会一覧表

[参考資料]

保安台帳関連

一般高圧ガス引渡先保安台帳

液化石油ガスを販売する場合の図面等

圧縮天然ガスを販売する場合の図面等

引渡先保安台帳作成用原票

保安台帳作成・更新ご協力のお願い

指導フォーム

容器管理関連書式

バルブ付継ぎ目無し高圧ガス容器取扱説明書

容器調書

高圧ガス容器管理台帳（持ち出し用　様式）

高圧ガス容器管理台帳（授受管理用　様式）

所有容器関連

所有容器の表記不備における法律違反のお知らせ

容器の所有について

容器保安規則による容器所有表示のシステム

イエローカード携行が必要となる法的根拠

消費現場の日常点検シート

高圧ガス容器及び付属設備年間点検票

契約関連

取引基本契約書

高圧ガス容器賃貸借契約書

高圧ガス容器管理委託契約書

容器による高圧ガス供給の保安協定書

高圧ガス容器等　年間貸借契約書

「高圧ガスを供給する容器に係わる注意事項及び手続き」

覚書（オーダー販売元と代納販売店の間の保安責任範囲）

保安法遵守関連

消費事業者向け高圧ガス保安法概要紹介

高圧ガス消費者の保安心得チェック項目要旨

高圧ガス消費先点検表

高圧ガス積載車両点検表

保安教育関連

保安教育の計画書

保安教育訓練実施記録

供給事業者保安概況報告票（書式）

保安教育等報告票（販売店用書式）

事故関連

緊急事連絡体制図

高圧ガス緊急時連絡票

事故届けについて

事故届け　様式第 58（第 98 条関係）

高圧ガス保安法罰則一覧、両罰規程

その他根拠関連

国民保護法によって高圧ガス容器の盗難防止に努めなければならない根拠

ガス溶接作業主任者が必要な場合

ガス技能講習修了者がガス溶接をする根拠

一般高圧ガス引渡先保安台帳

【医療用途を除く消費者及び販売業者】

得意先コード		作成	年　月　日

※得意先コードは、販売業者の容器管理システムあるいは、取引記録がある経理システム上の当該引渡し先のコード番号を記入する。

引渡先	名称				[MAP]	http://
	所在地	〒　－				
	連絡先	TEL			FAX	

※MAP は、本データをパソコン上等で保存する場合に、Web 地図サービス提供のアドレスを入力する。

消費情報	許認可状況	□第1種製造	□第2種製造	□第1種貯蔵	□第2種貯蔵	□特定消費	□消防法第9条の3届出						
	責任者	保安責任者			□ 容器受払責任者			□ ローリー受入責任者					
		部署役職	氏名	連絡	部署役職	氏名	連絡	部署役職	氏名	連絡			
				[e-mailto:]			[e-mailto:]			[e-mailto:]			
	契約関連	売買基本契約	年　月	□	容器貸借契約	年　月	期限　年	□	ローリー協定書	年　月	□	管理委託（代理登録）	年　月　本

消費情報	契約関連	□貸与設備明細	貸与開始日	設備明細	貸与契約	
			年 月 日		□有	□無
			年 月 日		□有	□無
			年 月 日		□有	□無
			年 月 日		□有	□無

消費情報	置場距離	第一種	m	第二種	m	消費の場所	□事業所内　□現場持出

※高圧ガスの引渡し先において、引渡し先での保安責任者（旧書式での「取り扱い責任者」）は必ず記入し、容器での提供先は容器受払責任者を、ローリーによる提供先にはローリー受入れ責任者の選任を要請する。

※置場距離は、それぞれ第一種に容器置場から直近の第一種保安物件までの、第二種に第二種保安物件までの距離を記載する。

消費の形態	MSDS	引き渡すガス	引渡方法				使用の状態等							消費の方法／容器の種類								指導
							引渡場所		消費の目的													
			配達	直送	店頭	代納	置場貯槽	その他	溶断	潜水用	燃料	生活用等	その他	単瓶	カードル	配管接続	集合装置	LGC	CE	開放容器	その他	

□MSDS 電子配布への了解	液化石油ガスを販売する場合につける図面等	□別添	圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に販売する場合につける図面やその他のガスの供給についての資料等	□別添	

※引き渡すガスごとに、MSDSの配布、その他の合致する項目に○をつける。「指導」は引渡しの状況が適法でない場合などで、消費者に指導などを行った場合、当該欄に○を付け、裏面に詳細を記録する。

一般高圧ガス引渡先保安台帳（裏面）

【医療用途を除く消費者及び販売業者】

□取引先が販売業者の場合	届出　　年　　月　　日	販売責任者 （販売主任者）	名	

※高圧ガスの引き渡し先が販売業者等の場合で、引き渡した高圧ガスを再販する場合には、その販売するガスに応じて、そのガスの届出ごとに販売主任者などを記録しておく。

周知記録	周知が □要／ □不要 な引渡先	周知日付	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
		周知した者の氏名				
		周知日付	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
		周知した者の氏名				
		保安情報の周知方法の確認	冊子・書類　□回覧　□会議・講習 □吊下げ・据置き　□その他＿＿＿＿＿＿＿＿			ポスターちらし類 □貼出など

※周知文書を配布した場合は、周知文書に添付の周知文書受領書を保存し、配布年月日をここに転記する。

保安事項記録欄	実施日	点検・保安・講習等に関する事項	対応措置	対象者	別添
	年 月 日				□
	年 月 日				□
	年 月 日				□
	年 月 日				□
	年 月 日				□
	年 月 日				□
	年 月 日				□
	年 月 日				□
	年 月 日				□
	年 月 日				□
	年 月 日				□
	年 月 日				□
	年 月 日				□
	年 月 日				□
	年 月 日				□
	年 月 日				□
	年 月 日				□

※保安記録記載事項

引渡し先に対して行った保安上の指導、助言、あるいは高圧ガスにかかる事故、災害の状況、及び容器、配管、施設など異常の有無及びそれに対してとった措置、その他保安上の資料となる事項。（指導フォーム、事故報告、教育報告などを添付してください）

保安責任者 （販売業者）					
	年 月 日～	年 月 日～	年 月 日～	年 月 日～	年 月 日～
	年 月 日～	年 月 日～	年 月 日～	年 月 日～	年 月 日～

※保安責任者は、販売業者側の当該引渡し先に対する販売上の保安責任者を記入する。年月日には選任された日付を記入する。

液化石油ガスを販売する場合の図面等

得意先コード	

※得意先コードは、保安台帳の「得意先コード」と同一のものを記入する。

引渡先	名称		
	所在地	〒　－	

※同一の得意先コードによる引渡し先の詳細を「保安台帳」で管理している場合、必ずしも記入の必要なし
（コードの誤記をチェックするために作成時の名称を記載してもかまわない）。

容器の引渡し内容	引渡場所等	引渡場所の状態
集合装置　□有り □無し 集合装置の場合 → 切換装置　□有り □無し	□配管への接続など □その他（収納庫など）	□適当 □不適当 → 指導記録□
※用途は保安台帳の「消費の目的」欄に記載する。都度の引渡容器の種類と数量は別途帳簿を作成する。		
配管の配置状況　□配管無し　□配管有り・配置状況は以下略図のとおり 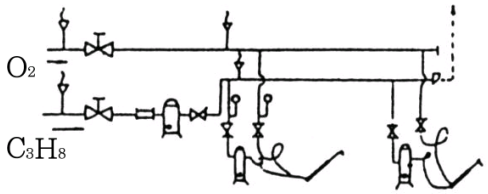 □配管有り・配置状況は右記略図のとおり		
配管図　□別添有り　□別添なし	備考	

※配管責任者などが記録として必要な場合、備考に記載する。

引渡された容器のすべてを消費設備に連結しない理由	□　単便で利用するため □　すでに消費設備に接続されている予備貯蔵用途のため □　その他消費者の指示によるもの

気密試験結果　□試験引渡し（配管の一部又は全部が販売業者の管理対象）　**□配管無し又は消費者管理等**

高圧側			低圧側				
年月日	方法	漏れ箇所 結果等	初圧 KPa	終圧 KPa	方法	漏れ箇所又は 結果等	検査者

※配管のない場合又は契約などによりすべての配管の管理責任等が消費者にある場合は、点検や試験の記録は消費者によって保存される。配管施設が販売業者の責任で引渡されたもので、引渡し前に試験が行われた場合などはここに記録する。

調整器検査記録　□販売業者所有の調整器を取付け納入している　□容器の引渡しのみ（以下記録なし）

年月日	入口圧	出口圧	検査者

作成者　　作成年月日

圧縮天然ガスを販売する場合の図面等

得意先コード	

※得意先コードは、保安台帳の「得意先コード」と同一のものを記入する。

引渡先	名称		
	所在地	〒　　－	

引渡した容器から消費者における最初の閉止弁までの配管の配置状況及びそれらの付近の状況を示す図面

作成者　　作成年月日

引渡先保安台帳作成用原票

以下のデータは高圧ガス保安法第20条の第6項、一般高圧ガス保安規則40条第一号及び液化石油ガス保安規則第41条第1号に規定された、高圧ガスの「引渡し先の保安状況を明記した台帳」を整備するとした法基準に従って常備する「保安台帳」を作成するための重要な基本データとなります。間違いの無いよう記入してください。また、今後以下の内容に変更が生じる際には、弊社担当者まで遅滞なくお届けくださいますよう、お願い申し上げます。（◇は必ず、□は該当するものにチェックを入れてご記入ください）

◇ご記入者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　◇事業所代表者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　◇作成＿＿＿＿年＿＿月＿＿日

～～～～～～～～　これより以下の項目は保安台帳記録項目です。変更があった場合、必ず弊社にご連絡をお願いします　～～～～～～～～

◇ガス納入先名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※納入先名称は社名だけではなく、実際にガスを受入れ貯蔵する事業所名までをご記入ください。

◇所在地　　〒＿＿＿＿－＿＿＿＿＿　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

◇連絡先 TEL（＿＿＿＿＿＿）＿＿＿＿＿－＿＿＿＿＿＿＿　◇FAX（＿＿＿＿＿＿）＿＿＿＿＿－＿＿＿＿＿＿＿

◇許認可状況　　□第一種製造　□第二種製造　□第一種貯蔵　□第二種貯蔵　□特定消費　□消防法第9条の3届出

※すでに高圧ガス関連の許認可、届出を行われている場合はチェックしてください。

◇保安責任者　　部署役職＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿連絡＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※保安責任者はお客様における高圧ガスの保安に関する責任をもてる方のお名前を記入してください。
※「連絡」は保安責任者の方に連絡をとるための情報を記入ください。E-mailや携帯電話番号などがありがたいです。

□容器受払責任者　　部署役職＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿連絡＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※容器でガスを受け入れされる場合は必ず容器受払責任者を選任してください。保安責任者との兼務でもかまいません。

□ローリー受入責任者　部署役職＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿連絡＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※ローリーでガスを受け入れされる場合は必ずローリー受入責任者を選任ください。上記の他の責任者との兼務でもかまいません。

◇消費の場所　□事業所内ですか？又は□現場持出もありますか？両方ある場合は両方にチェックして下さい。

※事業所外に容器を持ち出してご利用の際は、出入りの容器管理をしっかり行ってください。容器管理に便利な容器受払い台帳をご用意させていただいております。

専ら消費を行うための高圧ガスの購入である場合でも、行政に届けを行ってさらにこれを販売に供することを考えている場合は、その情報をいただきます。販売専業の場合はもちろん記載してください。

□購入した高圧ガスの販売を行う

届出＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日　販売責任者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※今後届出される場合は、届出された後必ずご連絡ください。

◇法的に弊社から定期的な保安情報をお届けしなければならない利用に該当するかをお尋ねします。

□液化石油ガスやアセチレンガスによる溶接・溶断に利用します
↳ その場合、溶接技能講習修了者等が業務に従事されますか　□はい（代表従事者名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
□液化石油ガスを加熱に利用します
□空気や酸素又は酸素の混合ガスをスクーバダイビング等呼吸用に利用します

※該当する場合は、法律により販売業者が保安情報をお配りした際、従業者に周知できるよう体制の構築をお願いします。

◇弊社や業界の保安団体などからお届けする保安情報の周知方法についてお伺いします。

冊子・書類での情報提供は　□回覧　□吊下げ・据置き　□会議・講習等　□その他＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※周知の方法に種類が考えられる場合、複数項目にチェックをしてください。

ポスターやちらし類での情報提供をした場合　□貼出しして周知します　□その他＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

◇ＭＳＤＳの受け渡しは電子的な方法を利用させていただいてよいですか。

□不可　□ＦＡＸに限る　□電子メールの利用　□ホームページからダウンロードを希望

ご協力ありがとうございました

販売店

得意先コード：　　.

高圧ガス消費者様　各位

保安台帳作成・更新ご協力のお願い

弊社ならびに弊社高圧ガス関連商品をご愛顧いただき、ありがとうございます。
さて、常々、高圧ガスの消費事業所様におかれましては、高圧ガスの災害防止などの法令遵守や保安活動に勤しまれていることと思いますが、我々販売業者等も高圧ガス保安法令等により、多様な規制が義務付けられております。

そのひとつとして、以下に示すように、保安法が定める販売業者が従うべき技術上の基準のひとつとして、一般高圧ガス保安規則などに規定されており、経産省の基本通達で、この台帳には引渡先の名称及び所在地や消費場所、消費の方法、ガスの種類ごとの使用の状態等を書くものとされ、業界の自主基準においてお客様側の保安責任者等のお名前もいただくよう、書式が作成されております。

[保安法]（販売の方法）
第二十条の六　販売業者等は、経済産業省令で定める技術上の基準に従って高圧ガスの販売をしなければならない

[一般高圧ガス保安規則]（販売業者等に係る技術上の基準）
第四十条　法第二十条の六第一項 の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする
一 高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備えること

[基本通達より抜粋]
「保安状況を明記した台帳」に少なくとも掲げる事項･･･
引渡先の名称及び所在地、当該引渡先に対する販売上の保安責任者の氏名、直接消費者に販売する者にあっては消費場所、消費の方法、ガスの種類ごとの使用の状態等

我々販売業者は、高圧ガス売買の大前提としてこの保安台帳を作成しますが、その後特別なことがなければ、その内容は改訂されないケースも見受けられ、「保安状況を明記した台帳」にあたらないとして、当局からの指導を受ける対象となっております。
そもそも台帳の情報は、お客様に対する情報提供管理や、お客様自身の緊急事態等において、その災害拡大などにおおいに役立つものですが、社内の責任者になっていただいた方の異動や、事業所名のや住所表記の変更などは、販売業者側ではつかみかねることも少なくなく、消防や行政からの問い合わせに適格に答えられない場合に被害の拡大をくいとめることができないなどの問題も生じる恐れがあります。
保安台帳の記載事項に変更があった際には販売店にもご連絡をいただき、台帳の内容の更新にご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

容　器　調　書

出荷先：　　**作成年月日：**　　/　　/

容器記号	容器番号	出荷年月日	使用期限	引渡し年月日
		/　　/		/　　/
		/　　/		/　　/
		/　　/		/　　/
		/　　/		/　　/
		/　　/		/　　/
		/　　/		/　　/
		/　　/		/　　/
		/　　/		/　　/
		/　　/		/　　/
		/　　/		/　　/
		/　　/		/　　/
		/　　/		/　　/
		/　　/		/　　/
		/　　/		/　　/
		/　　/		/　　/
		/　　/		/　　/
		/　　/		/　　/
		/　　/		/　　/
		/　　/		/　　/
		/　　/		/　　/
		/　　/		/　　/
		/　　/		/　　/

※この調書を受け取った時点、作成年月日以降にすでに返却された容器については、授受伝票を元に消しこみしていただき、その結果と実際の容器滞留状況を照合していただいて、相違があれば、直ちに販売店までご連絡ください。また、作成日以後の授受伝票は、この調書とあわせて保管いただきますようにお願いします。

発行：

参　考

資料　3

高圧ガス容器を所有する消費事業所　御中

所有容器の表記不備における法律違反のお知らせ

平素は弊社ならびに担当営業をご愛顧いただきありがとうございます。 特に弊社高圧ガス商品の取り扱い、保安管理に至っては格別のご理解とご協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、近年の高圧ガス事故統計によりますと、消費現場での高圧ガス事故が急激に増え、なかでも高圧ガス設備からの漏洩並びに、消費事業所からの容器の盗難事故の件数には目を見張るものがあります。経済産業省のみならず、警視庁並びに各道府県警は、近年の高圧ガス容器盗難事故の急増に大きな危機感を持ち、取締りなどを強化しております。

業界でも、放置容器などに代表される、ずさんな容器管理による高圧ガスの悪用、非合法な転売などを撲滅するべく取り組んでまいりましたが、インターネットの普及による、販売店所有容器の違法転売などには歯止めがかからず、容器に刻印されている所有者記号番号を根拠として、ネット販売における違法ケースを取り締まっていただこうと動いております。

このような経緯から、今後、警察などによって、容器の所有者記号の取締りが行われた場合、正規に手に入れられた容器においても、所有者表示について、法規違反を問われる可能性が出てきました。それは、法律上において、容器所有者は自分の氏名又は名称、住所及び電話番号を刻印しなければならないと決められているためなのですが、現在の当社販売容器については、高圧ガス保安協会に届けられた、当社の容器所有者記号番号が刻印された状態のままお使いいただいていると思われます。

このままでは、「容器を譲り受けた者は、遅滞なく、その容器に、表示をしなければならない。」と定めた保安法第四十七条に違反することとなり、同法の罰則、第八十一条の定めで、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するとされています。

この違反を回避するためには、ただちに容器に法定の表示(刻印)をしていただくか、容器に所有者記号番号のある会社(弊社)と容器の管理業務の委託契約を締結してください。容器の販売時には、この案内を申し上げていったんは契約されているお客様についても、３年の契約更新期間が切れている恐れがありますので、ぜひ契約の更新をお願いいたします。

最後になりましたが、御社のますますのご発展ご隆盛をお祈り申し上げます。

容器の所有について

容器の所有する者または容器の管理業務を受託した者は、容器に現在の所有者、または容器の管理業務を受託した者を示す表記をしなければならない。（保安法46～47条）
表記の内容は氏名又は名称、住所及び電話番号である。（容器規則10条１項３号）
・ＬＰ容器の場合は塗料又ははがれるおそれのないシールにより行う。（基本通達）
・ＬＰ容器以外の場合は、容器の厚肉部分の見やすい箇所に表示を打刻して行う。（基本通達）
［除外］
このきまりから例外として扱われる容器は「くず化し、その他容器として使用することができないように処分したもの」（保安法47条　但し書き）となっており、他の高圧ガス容器として利用可能な容器の場合には、必ず行わなければならないものであること。
また、例外となる対象者としては「当該容器を譲渡することがあらかじめ明らかな場合における容器の製造又は輸入をした者」（容器規則10条１項前文但し書き）
となっており、たとえ「譲渡することがあらかじめ明らかな場合」であっても、仲介や転売のために在庫して所有する場合にはこの例外対象ではない、すなわち当該容器の所有者として、「遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その容器に、表示をしなければならない」（保安法47条）と定められている。
［罰則］
以上の基準を満たさない容器を所有したものに対して、最高六月の懲役と五十万円の罰金が併科され、しかも違反者の雇用者または所属組織に対して、さに同額の罰金が科せられる。（保安法81条４の8、同84条）

所有者以外の表記
冒頭の容器に対する表記義務において、これを履行せず、ましてや実際の所有者以外の所有と誤らせる（例えば前所有者などを指す）表記がなされている場合は、「何人も、前項に規定する場合のほか、容器に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。」（保安法 47条2項）とされる規制に違反していると取り締まられる（第八十二条第一項により最高五十万円の罰金）ほか、なお「虚偽の刻印若しくは表示をした者」として最高六月の懲役と五十万円の罰金が併科され、しかも違反者の雇用者または所属組織に対して、さに同額の罰金が科せられる。（保安法81条４の8、同84条）

その他の方法
容器への打刻が適当でない場合は「他の薄板に打刻したものを取れないように容器の肩部その他見やすい箇所に溶接（製造に係る熱処理をする以前にするものに限る。）をし、はんだ付けし、又はろう付けしたもの」で代用が可能である。また、住所、氏名、電話番号を打刻により、すべての容器の肩部に刻印するというという行為は現実的ではないとも考えられるため、告示により「高圧ガス保安協会に氏名等を登録した者」が、協会が付与した記号及び番号を当該容器の厚肉部分の見やすい箇所へ打刻する」方法が表示等の細目として定められている。

容器保安規則による容器所有表示のシステム

高圧ガス容器を所有した場合、高圧ガス保安法及び、容器保安規則等において以下のように容器に表示を行うことが定められています。厳しい罰則規定が当事者及び所属企業代表者にも科せられると定められていますので、必ず遵守いただけますよう、お知らせ申し上げます。

①　高圧ガス保安法

（表示）

第四十七条　**容器を譲り受けた者は、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その容器に、表示をしなければならない。**その表示が滅失したときも、同様とする。

２　何人も、前項に規定する場合のほか、容器に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

第八十一条　次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 四の八　第四十六条第一項若しくは第二項、**第四十七条第一項**、第五十四条第三項又は第五十六条の五第一項（第五十六条の六の十五第一項及び第五十六条の九第一項において準用する場合を含む。）の規定による表示をせず、又は虚偽の刻印若しくは表示をした者

※　前所有者の刻印が残っている場合、所有者記号番号なしで特に表記をしていない場合はこれに当てはまる

---

②　容器保安規則

第四章容器の表示

（表示の方式）

第十条　法第四十六条第一項の規定により表示をしようとする者（当該容器を譲渡することがあらかじめ明らかな場合における容器の製造又は輸入をした者を除く。）は、次の各号に掲げるところに従って行わなければならない。

（中略・一号・二号はガス種類による容器の塗色などの規定）

三　容器の外面に容器の所有者（当該容器の管理業務を委託している場合にあっては容器の所有者又は当該管理業務受託者）の氏名又は名称、住所及び電話番号（以下この条において「氏名等」という。）**を告示で定めるところに従って明示するものとする。ただし、次のイ及びロに掲げる容器にあってはこの限りでない。**

（文中イ・ロは自動車燃料用容器、以下省略）

（容器を譲り受けた者が行う表示）

第十一条　法第四十七条第一項の規定により表示をしようとする者は、前条第一項第三号及び第四項の規定の例により行わなければならない。

---

③　容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示

（表示の方式）

第一条　（一部略）

２　規則第十条第五項の保安上支障がないものとして告示で定める方式は、次の各号に掲げる表示について、それぞれ当該各号に掲げるものとする。（一部略）

四　規則第十条第一項第三号に規定する氏名等の表示　次に掲げる方式

（一部略）

ホ　高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）に氏名等を登録した者が所有する液化石油ガス以外のガスを充てんする容器にあっては、協会が付与した記号及び番号（以下「登録記号番号」という。）を当該容器の厚肉部分の見やすい箇所へ打刻する方式

※　②容器規則中の二重下線の解釈で、管理業務の委託を契約された容器の明示は、当該管理業務受託者の氏名等を高圧ガス保安協会に登録した者（③の告示第一条第２項第四号ホの定めによる）が、その当該管理業務受託者に付与した「登録記号番号」を打刻することで、保安上支障がないものとされています。つまり、容器を譲り受けた所有者は自分の氏名等を刻印する代わりに、すでに容器に刻印されている「登録記号番号」が付与された者と、管理業務の委託契約を行うことで、表示を改めることを免れることができると解釈されており、高圧ガス保安協会の登録手続きにおいても、代理登録の方法が提供されています。

参考に、容器保安規則にいう「氏名等」を協会への登録なしに行う場合の方法が基本通達に示されているので、以下にご紹介します。

④参考　基本通達：高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）

（９）容器保安規則の運用及び解釈について

第１０条関係

(2) 第１項第３号の「氏名等」の表示は以下のとおりとする。

① 液化石油ガスを充填する容器については、「氏名等」の表示を塗料又ははがれるおそれのないシールにより以下のように行うこととする。

（詳細省略）

② 液化石油ガス以外のガスを充てんする容器については、容器の厚肉部分の見やすい箇所に氏名等の表示を打刻することにより以下のように行うことする。ただし、打刻することが適当でない容器については、他の薄板に打刻したものを取れないように容器の肩部その他見やすい箇所に溶接（製造に係る熱処理をする以前にするものに限る。）をし、はんだ付けし、又はろう付けしたものをもってこれに代えることができる。

（イ）字体は角ゴシック、丸ゴシック又はレイ書体を標準とする。（日本工業規格 Z8304）

（ロ）文字一つの大きさは、３ミリメートル平方以上とする。

（ハ）「住所」については、市町村名まで（東京都の場合にあっては区名まで）打刻することとするが、府県名（府県名と市名が同一の場合及び政令指定都市の場合に限る。）及び郡名は省略して差し支えないこととする。府県名と市名が同一の場合にあっては市名及び町名、政令指定都市の場合にあっては市名及び区名を刻印するものとする。

（ニ）「電話番号」については市外局番から打刻するものとする。

高圧ガス容器賃貸借契約書

本契約者は高圧ガスの販売に伴って生ずる高圧ガス容器の貸借と、その管理に関して

消費者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿(以下甲という)と

供給者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿(以下乙という)との間に於いて、次の通り契約を締結する。

第１条　甲は、高圧ガスの消費に必要な高圧ガス容器（以下容器という）を乙より、高圧ガス納品の都度必要本数を借り受ける。

第２条　甲は乙より下記のとおり貸与を受けようとする容器､本数を概ね想定し､これに対して下記の保証金(以下、預かり保証金という）を乙に差し入れる。

本　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

第３条　甲は、乙より借り受けた容器に関し、善良な管理者の注意をもって、高圧ガス保安法や都道府県の指針、市の条例および労働安全衛生法等の関連規定に従い責任を持って管理し、甲乙共に末尾に記載の「高圧ガスを供給する容器に係わる注意事項及び手続き(参考資料 9)」を遵守する。また受渡しから引取りまでの貸与期間中、使用上の一切の責任は甲が負うものとする。

第４条　甲は、乙より借り受けた容器について、故意、過失の如何にかかわらず、紛失、損傷、その他使用に耐えざる状態、又は返還することが不可能な状態が生じた時は、甲はただちに乙に連絡して、別途定める弁償金を支払うものとする。容器に付属するバルブやその部品等を紛失、破損した時もその相当金額を弁償支払うものとする。

第５条　容器の無償貸与期間を六ヶ月とし、その後は容器が乙に返還されるまで、甲は乙に下記に定めた容器使用料を支払う。

容器１本につき、１日あたり　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

第６条　甲は、乙より借り受けてから１ヶ年以上経過した容器については、残量の有無にかかわらず安全確保のためこれを乙に返還する。

第７条　~~甲が容器を占有している期間、残量に関わらず、乙の保安上の判断により撤収することがある。乙は適宜口頭または書面により、甲にその理由を説明する義務を負うが、甲は乙に対して、容器及び高圧ガスが撤収されたことによる損失が発生した場合も、なんらの請求も行わない。~~

第８条　甲が借り受けている容器に起因する事故あるいは事件等によって民事責任が発生した場合、その責任はすべて管理者である甲が負うものとする。

第９条　容器の再検査費用及び公租公課については乙の負担とする。

第１０条　預かり保証金は甲が乙の請求に応じない場合、容器の弁償金・未払いの容器使用料に充当する。

第１１条　本契約の有効期間は契約締結の日から 3 年間とする。但し、有効期間満了の 3 ケ月前までに甲乙双方または一方より異議の申出がない場合は更に１年間延長されるものとし、以降も同様とする。

第１２条　本契約に定めのない事項については甲、乙、誠意を持って円満な解決を図ることとする。

以上本契約締結の証として本書 2 通を作成し、記名捺印の上各１通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

甲(借主)　　住　所
名　称
代表者　　印

乙(貸主)　　住　所
名　称
代表者　　印

高圧ガス容器管理委託契約書

代理登録の依頼者名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「甲」という。）は、

代理登録を行うものの名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）との間に、
甲の所有する高圧ガス容器（液化石油ガス以外のガスを充てんするもの、以下容器という。）について、下記に示す高圧ガス保安法容器保安規則第 10 条第５項〔保安上支障がないものとして細目告示に定める方式（容器所有者登録制度等）をもって、法に定める容器所有者の表示とすることができる。〕の規定に基づく、容器所有者の氏名又は名称、住所及び電話番号の高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）への登録と管理および廃棄、また登録記号番号（＿＿＿＿）の打刻について、下記の通り契約する。

第１条　甲は、甲の所有する容器番号＿＿＿＿＿－＿＿＿＿＿＿＿＿の容器に対し、以下に定める内容にのっとって管理委託契約を締結する。

第２条　乙は甲より管理を委託された容器に対し、契約締結時及び契約の更新ごとに当該容器の状態を確認するとともに、充てんを行って充填圧力に耐えうることを証明し、付与した刻印を施し、あるいは減失していないことを確認する。甲はこの安全確認に関わる充てん、およびこれに付随する容器再検査のために乙が必要とする期間、容器を乙に預けることを了承した。

第３条　甲は、乙に管理委託した容器に充てんされた高圧ガスを甲の業務などに用いることができる。このとき甲は善良な管理者の立場をもって、高圧ガス保安法や都道府県の指針、市の条例および労働安全衛生法等の規定に従い、甲乙共に末尾に記載の「高圧ガスを供給する容器に係わる注意事項及び手続き」を遵守する。また甲の管理下にある間、~~当該容器に接続する付属設備、消費設備については、容器とともに日常点検と年間の確認を行って安全を担保し、~~その使用上の一切の責任は甲が負うものとする。

第４条　紛失、または盗難の被害にあった時は、甲はただちに乙に連絡して、本契約を解除するとともに、故意、過失の如何にかかわらず、乙に損害が生じた場合は、甲は乙に対しその損害を賠償する。

第５条　本契約が解除されたときは、甲は所有する高圧ガス容器に打刻されている乙の登録記号番号を、遅滞なく抹消し、他の方法により適正な表示に代えたことを乙に報告する義務を有する。

第６条　甲は、容器を占有する期間、当該容器が本契約によって管理委託された容器であり、常に契約内容が履行されるよう容器自体に契約の存在を明示しておかなければならない。

第７条　甲の事由により、乙が契約容器を預かる場合には、安全のためガスを放出して１ＭＰａ以下に内圧を落としたり、容器とバルブを個別に保管するなどの措置を講ずる場合がある。また、甲はその容器の管理料として１か月あたり容器の購入代金の１割を乙の請求に応じて支払うものとする。

第８条　甲の容器に起因する事故あるいは事件等によって民事責任が発生した場合、その責任はすべて管理者である甲が負うものとする。

第９条　甲は、充てんするガス料金の１割を、容器の管理委託料として、乙に契約開始または更新時に発生する充てん料金とともに支払うものとする。

第１０条　容器の刻印、再検査費用、磨耗や破損などによって交換する付属設備及び公租公課は甲の負担とする。

第１１条　甲が、当該容器を廃棄するときには、乙に依頼してこれを行う。乙が指定する方法によって行われる廃棄に必要となる費用は、甲が負担する。

第１２条　本契約は締結の日から発効し、その有効期間は乙から甲への最終引渡しから１ヶ年とする。内容に変更のある場合は期限の２ヶ月前に申し出、甲乙が誠意を持って協議する。変更の申出のない場合は、本内容を持って契約を更新し、その後も同様とする。

第１３条　本契約に定めのない事項については甲、乙、誠意を持って円満な解決を図ることとする。

以上本契約締結の証として本書２通を作成し、記名捺印の上各１通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

甲（依頼主）　住　所
名　称
代表者　　印

乙（委託先）　住　所
名　称
代表者　　印

◇最終充填記録

容器による高圧ガス供給の保安協定書

消費者名称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「甲」という。）は、

供給者名称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）との間に、甲の所有する高圧ガス容器（高圧ガス保安法第 41 条に規定する容器で、高圧ガスが充てんされていないものも含む。以下単に「容器」という。）による高圧ガスの供給において、その責任の範囲について下記の通り協定する。

第１条　乙は、甲が所有する容器に対し、本協定の更新毎に、当該容器の状態を確認するとともに、充てんを行って充填圧力に耐えうる性能のあることを証明する。甲は、充てんおよびこれに付随する容器再検査のために、乙が必要とする期間、容器を乙に預けることを了承した。

第２条　甲は、善良な高圧ガス管理者の立場をもって、高圧ガス保安法および労働安全衛生法等の関係する法令と都道府県の指針、市の条例などの規定に従い、責任を持って運用管理し、甲乙共に末尾に記載の「高圧ガスを供給する容器に係わる注意事項及び手続き（参考資料 9)」を遵守する。また受渡しから引取りまでの~~貸与~~期間中、使用上の一切の責任は甲が負うものとする。

第３条　乙が、なんらかの理由で甲の容器を預かる場合、安全のため充てんされたガスを放出して１ＭＰａ未満に内圧を落としたり、容器とバルブを個別に保管するなどの措置を講ずる場合がある。

第４条　容器が甲乙それぞれの管理下にある間、当該容器の使用上の一切の責任は、その時点の管理者が負うもので、甲の容器に起因する事故あるいは事件等により民事責任が発生した場合、その責任はすべて管理者が負うものとする。

第５条　容器の刻印、再検査費用、磨耗や破損などにより交換する付属設備及び公租公課は甲の負担とする。

第６条　甲が、当該容器を廃棄するときには、乙に依頼してこれを行う。乙が指定する方法によって行われる廃棄に必要となる費用は、甲が負担する。

第７条　本協定は締結の日から発効し、その有効期間は各々の容器について最終充てん日より 1 ヶ年とする。内容に変更のある場合は期限の 2 ヶ月前に申し出、甲乙が誠意を持って協議する。変更の申出のない場合は、第一条の定める充てんを行い、本内容をもって協定を更新し、その後も同様とする。

第８条　本協定に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲および乙は誠意を持って協議する。また、本協定の範囲以外の手段で供給を行われた場合に、その手段ごとに別の協定や契約の類がある場合はその定めに従うものとする。

以上本協定締結の証として本書 2 通を作成し、記名捺印の上各 1 通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

甲（依頼主）　住　所

名　称

代表者　　**印**

乙（委託先）　住　所

名　称

代表者　　**印**

高圧ガス容器等　年間貸借契約書

高圧ガス容器(以下容器という)の貸借と、その管理に関して

(甲) ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿と(乙) ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿とは次の通り契約を締結する。

第１条（前提）：甲は乙と契約した高圧ガス容器（以下、容器および充填された高圧ガスをあわせて「高圧ガス容器等」と称する）等を乙から一年間借受けるものとし、第三者に売却・貸与・譲渡しできない。

第２条（保証金）：甲は乙より借受ける容器のガス名、容量、本数を記入し、下記の保証金を乙に預託する。

第３条（管理責任）：甲は、乙より借り受けた容器に関し、善良な管理者の注意をもって、高圧ガス保安法や都道府県の指針、市の条例および労働安全衛生法等の関連規定に従い責任を持って管理し、甲乙共に末尾に記載の「高圧ガスを供給する容器に関わる注意事項及び手続き」を遵守する。また借受けから返還までの期間中、使用上の一切の責任は甲が負うものとする。

第４条（返却）：甲は借受けの日から１年経過後、ただちに高圧ガス容器等を乙に返還する。このとき、高圧ガス容器等について、甲は所有権を主張しない。

第５条（使用料）：容器の使用料は、ガス種および納品時に確約した充填量により個別に乙が定める価格表に基づいて年間の支払い額を決定し、これを乙の指定する方法（銀行自動引落し）で、＿ヶ月ごとに分割して支払う。ただし甲が希望する場合、年間一括で前払いすることも可能とする。

第６条（弁償義務）：甲は、借受けた容器について、故意、過失の如何にかかわらず、紛失、損傷、その他使用又は返還できない状態が生じた時はただちに乙に連絡し、契約を解除するものとする。また、容器及び容器に付属するバルブやその部品等を紛失、破損した時もその相当金額を弁償支払うものとする。

第７条（民事責任）：甲が借り受けている高圧ガス容器等に起因する事故あるいは事件等によって民事責任が発生した場合、その責任はすべて管理者である甲が負うものとする。

第８条（乙の責任）：乙は容器の法定に基づく耐圧再検査を行い、その費用及び公租公課を負担すると共に高圧ガス保安法に定められた、販売の基準を充足した容器を提供するものとする。

第９条（保証金の扱い）甲は借用容器に対する下記の保証金を無利息で乙に預け、甲乙の取引終了時、債権債務の完済により乙は甲に返還する。甲が契約に基づく乙の請求に応じない場合、充当できるものとする。

第１０条（契約期間）：本契約は下記の契約年月日から有効とし、有効期間は１ヶ年とする。内容に変更のある場合は期限の２ヶ月前に申し出て甲乙協議する。変更の申出のない場合は、さらに１カ年延長しその後も同様とする。甲乙間に、過去別途の取決め事項があった場合、全て本契約書に更新されるものとする。

第１１条（契約解除と約定外項目）：甲が本契約を期間中に解除した場合は、高圧ガス容器等を直ちに返却するとともに、契約した年間の支払い代金の残額を精算する。また本契約に定めのない事項については甲、乙、誠意を持って円満な解決を図ることとする。

以上、本契約締結の証として本書２通を作成し、記名捺印の上各１通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日　　**保証金**＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

甲(使用者)　**住　所**
名　称
代表者　　**印**

乙(提供者)　**住　所**
名　称
代表者　　**印**

■契約容器　ガス名・容量・本数明細

「高圧ガスを供給する容器に係わる注意事項及び手続き」

その１　甲は、高圧ガス容器として本来の目的以外に使用してはならない等、メーカーや販売店等から配布された取扱上の注意事項に反した危険な使い方はしない。また、容器に接続する付属設備、消費設備等については、容器とともに日常点検を行って安全を担保する

その２　占有する容器は、盗難防止に心がけて常に所在の確認に努め、特に容器を甲の管理する構内より持ち出す場合には、容器管理台帳（持ち出し用）等により管理を行う。万が一、紛失あるいは盗難の被害にあった場合、及び漏洩や火災などの災害や、容器自身が危険な状態になったときなどは、直ちに乙に連絡し、適宜事故届けを警察又は都道府県に提出する。

その３　甲は、容器の管理のため容器受払責任者を選任し、その立会いの下、容器の授受の確認を乙の納入者と共に行う。

その４　容器の管理などにおいて、乙が保安指導を行った場合は、甲はただちに対処し、安全を確保する。

その５　高圧ガス納入時に容器を引き渡す際、甲は、乙作成の容器固有記号番号を記した伝票に、甲が受領した証として署名又は捺印し、乙は容器の引き取り時に、受け渡される容器の固有記号番号を記した容器返却伝票を、乙が受けとった証として甲に対して発行する。

その６　容器の受け渡しの際、乙によって発行される伝票等書面を甲乙両者が当該容器引渡しの日より２年間以上保存して後日の証とする。

その７　甲は、乙が高圧ガスの供給のために用いた容器について、その高圧ガス消費終了後は速やかに乙に引き渡すとともに、当面使用しない容器は、安全確保のため乙と打ち合わせて対処する。

その８　甲は、乙の法的義務である保安台帳の作成および更新に協力し、乙から受けた保安に関する情報を従事者に周知するとともに、乙の保安上の指導に対し速やかに改善、安全確保してその対応を報告する。さらに乙の指定する講習会などに適宜参加し、その情報をもとに教育を行う。

その９　甲は乙から容器の滞留情報（以下容器調書という）を受け取った場合に、その情報を元に甲が占有する容器と照合し、お互いの情報に相違がないことを確認し、情報と実態になんらかの問題があった場合は直ちに乙に連絡し、これを解決する。

その１０　甲は「その９」で照合し問題ないと確認した場合にも、受領した容器調書を「その５」の伝票類とあわせて保存する。

その１１　容器および容器に接続して使用する付属設備類は、ガスに対して適正なものを使用し、定期的な安全確認を行って、老朽化に対応、あるいは製造元などが推奨する使用期限内のオーバーホールや交換を徹底する。

その１２　乙が甲に対して高圧ガスを供給するために使用した容器について、その容器の所在において甲乙に意見の相違があった場合の証明は、「その６」で定めた伝票保存の期間、「その５」の容器の授受時に取り交わした伝票等書面にもとづき、責任において証明する。

その１３　甲が占有する期間であっても、ガスの残量に関わらず、甲が管理している容器を保安上の判断により持ち帰って点検することができる。このとき乙は甲に対して、事前または事後に、必要に応じて口頭または書面において、理由を説明する義務を負う。しかし甲はその内容の如何に関わらず、乙に対して、容器及び内容物である高圧ガスが持ち帰られたことによって損失が発生した場合も、なんらの請求も行わず、容器に残っていたガスに対する所有権を主張してはならない。

－　以上　－

消費事業者向け高圧ガス保安法概要紹介

★都道府県への届出・許可申請無しに行ってはならない行為

以下は、主に消費者が認識なく行いかねない高圧ガス保安法で規制されている行為です。

1. 高圧ガスの製造（1MPa 以上の気体等の利用や、容器に充填することも含まれる）
2. 高圧ガスの販売
3. 高圧ガスの一定量以上の貯蔵（一般には 300m3 以上）
4. 特定高圧ガスの消費（消費する特定高圧ガスが政令で定める量の貯蔵を含む）
5. その他高圧ガス保安法に定められたもの

★それ以外の取扱いで高圧ガス保安法に定められている法規制

以下のような取扱い行為も高圧ガス保安法の規制があります。

1. 高圧ガス容器の所有（容器への所有者表示義務など）
2. 高圧ガスの移動
3. 高圧ガスの消費（主に酸素、可燃性ガス、毒性ガスに係るもの）
4. 高圧ガスの貯蔵（300m3 以下のガスにも規制があります）
5. 高圧ガスの廃棄（主に酸素、可燃性ガス、毒性ガスに係るもの）
6. 緊急事態における高圧ガスの取扱（全般の禁止、所在場所変更の命令等への従属）

◇酸素 7m3 ・アセチレン 7kg などの一般的な容器を運搬する場合の規制例

高圧ガス警戒票掲示・酸素と可燃性ガスの容器等のバルブを相互に向き合わさない・消火器、防災保安工具の携行・イエローカードの携帯と遵守・駐車に特別の注意

◇すべての高圧ガスの貯蔵に課せられる規制

通気、４０℃以下、直射日光回避（燃えにくい軽量な屋根）、立てて保管し転落・転倒を防止バルブの保護、海水／水気を避ける（粗暴な取扱）、長時間（２時間以上）の積載駐車禁止

容器置場：充空区分／可燃性と酸素分置、不要なものを同居させない

２ｍ以内火気厳禁、警戒標識掲示・消火器の適宜設置

貯蔵届出／許可申請（300m^3 又は 3t 以上の貯蔵/保安法）

★それ以外に高圧ガス保安法によって義務付けられるもの（一部抜粋）

1. 高圧ガスの災害発生、容器を喪失、又は盗難された場合に事故届をする
2. 緊急時の指示、報告及び災害の発生防止のための応急措置
3. 高圧ガスの災害発生後、経済産業大臣、都道府県知事又は警察官の指示なく現状を変更しない

※ 詳しくは経済産業省の原子力安全・保安院などのホームページをご参照ください。
事故事例やヒヤリハットに基づく注意事項も守って、安全に高圧ガスを利用できるよう心がけてください。

覚　　書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下、甲［委託者］という）は、自らの販売先である消費者に対して、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下、乙［受託者］という）から直接又は間接的に高圧ガスを購入し、かつ乙による納入を委託する。このときすべての委託先の消費者に対し、保安管理措置として甲が行うべきもののうち、乙に委託した責任範囲を明確にするために以下のとおり覚書を締結する。

その一　消費先に係る引渡し先保安台帳は、甲が責任をもって作成し、状況に応じて乙にこれを提供し保管させる。なお、消費者からの更新についての連絡は甲に対して行われ、甲乙はお互いに更新した内容の連絡を取り合って、双方が最新の内容を維持する。

その二　容器管理と契約に関連して以下の責任分担を行うものとする。

１、消費者に対する、容器保安契約は甲が責任を持って締結し、必要に応じて乙とも契約する。同時に消費者に対する「容器管理責任者」を選任する要請を行い、保安台帳に記録する。

２、消費者に対する、容器管理台帳の書式配布は＿＿が行うものとする。

３、消費者に対する、容器調書の適宜発行は乙が責任を持って行うものとする。

その三　消費者に提供する保安情報に関しては以下のように分担する。

１、都道府県の指針、市の条例などに関する情報提供については＿＿が行うものとする。その内容には消費者が行うべき義務である「受払状況と所在等の管理、容器等の毎日点検の容器管理責任者による把握、保安情報の周知体制構築、指導に対する即時改善、緊急時連絡体制構築と事業所内周知」を盛り込み、年間点検記録書式と消費者用保安教育の計画書式を配布する。加えて保安講習会開催の案内及び最新情報を求められた場合の提供を行う。

２、ＭＳＤＳの提供については、ガスの受注にあたって、出荷に先立ち甲が行うものとする。

３、周知文書の物理的な提供と解説については＿＿が行うものとする。

４、関係法令に関する情報提供と、その他の保安情報については＿＿が行うものとする。

その四、その他以下の保安上の措置については以下のように定める。

１、使用済容器の迅速返却については＿＿が告知し、責任を持って行うものとする。

２、容器の継続使用期間の満了は、甲が契約に基づき責任を持って消費者の理解を得、撤収作業は乙によって行われるものとする。

３、消費者の現場において、必要に応じて乙は容器の管理状況などについて指導を行い、速やかに改善を求め、安全確保に努めるものとする。

その五、その他、ここに定めのない事項については甲の責任において情報提供を行うものとし、この覚書に反して、あるいは個別に乙に依頼する場合は、あらかじめ書面によってこれを委託し、乙の承諾を書面で受け取り、これを本覚書とともに保管するものとする。

平成○○年　○月　○日

甲（委託者）　東京都・・・
○○商事株式会社

乙（受託者）　○○県・・・
○○酸素株式会社

指導フォーム

指導元：	**指導元保安責任者：**

指導先　名称			
指導日付　　年　　月　　日		**指導内容**	
詳細			
対応内容		**対応者氏名**	**印**

保安教育の計画書

作成日時 _____/_____/_____

作 成 者　　_____ 印

保安責任者等　_____

対象　スキルアップ対象者（高圧ガス従事初心者等）

内容	事業所内高圧ガス取り扱いマニュアルの習得　：　業務就業までに 高圧ガス販売業者提供の保安ビデオ閲覧　：　業務着任すぐに 保安講習会テキストの内容理解　：　業務着任半年以内
形式	自習、事業所内講習会など
確認方法	上司による口頭試問
予定期日	内容の右欄に記載

対象　全高圧ガス作業従事者

内容	高圧ガス供給元配布の保安情報や今年開催の保安講習会の内容から最新情報等 事業所内等でのヒヤリハット事例の報告 消費場所、貯蔵場所、移動設備の点検
形式	集合教育
確認方法	出席
予定期日	高圧ガス保安活動促進週間中

対象　全従業者

内容	緊急時体制の役割分担、連絡先表示の徹底　など 表示連絡先の変更チェック、連絡練習など
形式	資料回覧　又は　部署ごとの集合訓示、模擬訓練
確認方法	サイン又は捺印
予定期日	高圧ガス保安活動促進週間中

対象　保安担当者

内容	組合開催消費者保安講習会への参加
形式	講習会
確認方法	修了証書受領
予定期日	最寄の講習会開催日

保安責任者	容器責任者	教育担当者

保安教育訓練実施記録

教育方法	
実施年月日	年　月　日（　）【　：　～　：　】
場所	
講師	
題目	
内容	**内容・主旨**
	詳細・参考文献など
出席者名	
摘要	

作成者　　作成年月日

高圧ガス容器管理台帳（持ち出し用　様式）

消費事業所名：　　**容器管理責任者：**

持出し年月日	容器記号	容器番号	出納担当者	持出し先名称	帰着年月日
/　/					/　/
/　/					/　/
/　/					/　/
/　/					/　/
/　/					/　/
/　/					/　/
/　/					/　/
/　/					/　/
/　/					/　/
/　/					/　/
/　/					/　/
/　/					/　/
/　/					/　/
/　/					/　/
/　/					/　/

高圧ガス容器管理台帳（授受管理用　様式）

消費事業所名：　　**容器管理責任者：**

受入れ年月日	容器記号	容器番号	ガス種別	貯蔵場所等	返却年月日
/　/					/　/
/　/					/　/
/　/					/　/
/　/					/　/
/　/					/　/
/　/					/　/
/　/					/　/
/　/					/　/
/　/					/　/
/　/					/　/
/　/					/　/
/　/					/　/
/　/					/　/
/　/					/　/
/　/					/　/

高圧ガス消費者の保安心得チェック項目要旨

■高圧ガスの貯蔵の基準

軽量な不燃性の屋根の下・40℃以下、立てて保管
通気、直射日光回避、転落・転倒防止、海水／水気を避ける（乱暴な扱いとみなす）
充空区分／可燃性と酸素分置、不要なものを同居させない
2m以内火気厳禁、警戒標識掲示・消火器設置
貯蔵届出／許可申請（300m^3 または 3t 以上の貯蔵/保安法）

■高圧ガスの消費の基準

バルブは静かに開閉する・通気・40℃以下・立てた場合は転倒注意
ガス溶接・切断には溶接技能修了者／ガスや容器を別用途使用、車載使用禁止
消火器／防火用水準備／ハンドル常付／専用の調整器
非使用時は加圧ハンドル緩める・バルブ閉栓・キャップ装着

酸素・アセチレンなどの可燃性ガスは以下の他、別紙「周知文書」を参照
　酸素関連設備の禁油／禁グリース
　アセチレンは帯電防止／ボンベは立てて使用
　ホース吹管の適正利用・老朽化管理／保護具着用

特定高圧ガスには取扱主任者の選任、都道府県への届出が必要

■高圧ガスの移動の基準

◇公道・車両による運搬・移動
　防災安全工具・警戒標識・イエローカード(可燃/毒/酸素)・消火器(可燃/酸素) 必携
　アセチレン・液化ガスは立積み、転倒防止、直射日光回避・40℃以下
　長時間（2時間）の積載駐車禁止／密閉車両による移動中は換気措置
◇構内の移動
　バルブ閉栓、キャップ装着
　LGCは台車（ボンベもできれば専用台車）
　ボンベは丁寧に扱う（引きずらない、転がさない、ぶつけない）
　消費中の移動禁止・アセチレンは横に倒さない

■高圧ガスの製造（都道府県への許可又は届出が必要）

高圧ガス（液化ガス含）として出力する場合は減圧・昇圧共に「高圧ガスの製造」
高圧ガス容器への移し変えは「高圧ガスの製造」

■その他の注意

未使用容器の迅速な返還／長期滞留の禁止／不使用容器の放置禁止（30 万以下の罰金）
酸素・空気以外の高圧ガスは窒息性(毒性のものも有)と高圧であることに注意！
緊急時の対応／消防・警察・県・販売業者への連絡義務
遵法・安全最優先・自主保安（保安を他人任せにしない）
必ず容器の最長貸与期限を合意して、長期停滞容器は絶対に出さない

高圧ガス消費先点検表

点検年月日　　年　　月　　日

点検ガス名：酸素・アセチレン・窒素・アルゴン・炭酸ガス・液化石油ガス・

私ども販売業者は高圧ガス保安法及び保安規則を遵守し、高圧ガスの貯蔵、販売、移動等高圧ガスの取扱いについて最大の努力をいたしますが、貴事業所におかれましても、一般高圧ガス保安規則第 59 条及び第 60 条に定める「消費の基準」並びに下記点検事項及び一般管理事項を守られ、高圧ガスによる災害を防止されますよう安全な管理、運用をお願いいたします。

販売店名

殿

立会者名　　印

（電話）　　（　　）

点検者名

Ⅰ　高圧ガス容器保管状況

1－1	高圧ガス容器置場の　有・無	良	否
1－2	通風・換気の良・否（40度C以下に保つこと）、直射日光、風雨にさらされていないか	良	否
1－3	転倒、転落防止の設備がなされているか	良	否
1－4	警戒標識（高圧ガス置臥関係者以外の立入禁止、火気厳禁（2M以内）可燃性ガス、支感性ガス、不活性ガスの区分等）	良	否
1－5	充瓶、空瓶の区分がされているか、ガス容器のパルプが完全に締められているか1	良	否
1－6	消火装置は適正に装備されているか（B－10粉末消火器　　本）	良	否
1－7	容器キャップは確実に取付られているか	良	否

Ⅱ　消費設備の状況

2－1	消費設備の使用前、終業時点検が行われているか（ガス漏れ・器具不良・記録簿等）	良	否
2－2	集合装置及び配管にガス漏れ箇所、腐食部分はないか	良	否
2－3	容器への取付け部（容器バルブ出口）にガス漏れはないか	良	否
2－4	安全器（乾式、水封式）は取付られているか	有	無
2－5	調整器及び圧力計は正常なものが使用されているか	良	否
2－6	ゴムホースからのガス漏れ及びゴムホースと調整器・吹管との連結部のガス漏れ点検が確実に行われているか	良	否
2－7	ゴムホースの連結部にすべてホースバンドが取付られているか	良	否

Ⅲ　作業状況からみた安全性等

3－1	使用中の容器パルプには常時バルブ開閉ハンドルが取付られているか（開度は1．5回転以内）	良	否
3－2	油脂類が付着した素手又は手袋で酸素容器及び器具を操作していないか（酸素接触部に油脂厳禁）	良	否
3－3	作業者の保護具の着用は充分であるか（メガネ、手袋、帽子、安全靴等）	良	否
3－4	消火器の有効期限が過ぎていないか、適当な本数が適当な場所に置いてあるか（B一m以上の粉末消火器）	良	否
3－5	高圧ガスの作業場所の通風・換気は充分か	良	否
3－6	アセチレン及び液化ガスの容器は立てて使用されているか	良	否
3－7	可燃性ガス、酸素の使用設備から5M以内は喫煙・火気を禁じ、引火性・発火性の物が置かれていないか	良	否
3－8	高圧ガス容器を火花の飛来する場所に置いたり、作業台や定盤かわりに使用していないか	良	否
3－9	ゴムホースが通路を横断している場合は、保護措置がされているか	良	否
3-10	作業者は労働安全衛生法におけるガス溶接技能講習修了者であるか	良	否
3-11	消防法関係の届出がされているか（アセチレン40kg、LPG300kg等以上を置く場合）	良	否

Ⅳ　一般管理事項

⑴　高圧ガスの消費設備及び容器の管理、取扱いは正しく行なって下さい。
　①　使用済容器は速やかに返達し、盗難や紛失防止にご配慮下さい。
　②　万一、盗難、紛失、事故発生の場合は、直ちに所轄警察署及び販売店に．連絡して下さい。
　③　高圧ガスを消費する場合は、一般高圧ガス保安規則第59 条及び第 60 条の「消費の基準」（例示基準6、17、31、50、51、54、79）を遵守して下さい。同条項違反の場合は、一高圧ガス保安法により罰金刑が科せられることがあります。

⑵　高圧ガスの消費設備については日常点検及び維持管理を必ず実施して下さい。

⑶　消費の方法、置場、取扱責任者等に変更あるときは、速やかに販売店へ連絡して下さい。

緊急時のご連絡は、上記販売店へ、直ちに連絡をして下さい。

（２枚のうち、正は消費者へ、副は保安台帳綴込み）

（全溶連）

高圧ガス積載車両点検表

点検年月日	平成　　年　　月　　日	点検者	
点検場所			
車両所属 事業所	名　称 所在地 (Tel:　　)		
車両番号		運転者氏名	
車両の種類	ローリー・トラック・集結容器	最大積載量	kg
積載内容等	【ローリー等】 ガス名： 数　量：	【トラック】 ガス名： 数量	

タンクローリー（LP・一般）・集結					トラック（LP・一般・混載）			
1 警戒標	良	一部否	否		1 警戒標	良	一部否	否
2 温度計又は換算表	良	－	無		2 一般複合容器の充てん可能期限	良	－	否
3 高さ検知棒	良	－	否		3 積載量	良	－	否
4 容器元弁と後バンパとの距離(40cm以上)	良	－	否		4 液化ガス容器等の立積み等	良	－	否
5 容器後面と後バンパとの距離(30cm以上)	良	－	否		5 容器積載方法は①～③(側板が容器	良	一部否	否
6 操作箱と後バンパとの距離(20cm以上)	良	－	否		高さの2/3以上の場合のみ④～⑥可)			
7 バルブ等の操作箱への収納	良	－	否		①ロープ等で緊縛＋容器と後部の離隔			
8 附属品の損傷防止	良	－	否		②ロープ等で緊縛＋後バンパの構造			
9 ガラス液面計使用禁止(可・酸・毒)	良	－	無		③ロープ等で緊縛＋後部に緩衝材			
10 バルブ開閉方向の明示等	良	－	否		④木枠等で固定＋容器と後部の離隔			
11 消火設備(可・酸・毒)	良	不足	無		⑤木枠等で固定＋後バンパの構造			
12　防災工具・資機材(可・酸・毒)	良	不足	無		⑥厚さ100㎜以上の緩衝材で固定			
13 イエローカード(可・酸・毒)	有	不足	無		6 車両側板の止金	良	－	否
14 過充てん	良	－	否		7 プロテクター又はキャップ	有	一部無	無
15 緊急遮断弁(可・酸・毒)	無	－	有		8 混載禁止	良	－	否
16 ガス漏れ	無	－	有		9 可燃性ガスと酸素のバルブ方向	良	－	否
17 集結容器のみ　容器相互間の緊結	良	－	否		10 木枠又はパッキン（毒）	良	－	無
17 集結容器のみ　容器と車両の緊結	良	－	否		11 消火設備(可・酸・毒)	良	不足	無
17 集結容器のみ　容器ごとの元弁の設置	良	－	否		12 防災工具・資機材(可・酸・毒)	良	不足	無
17 集結容器のみ　安全弁、圧力計の設置	良	－	否		13 イエローカード(可・酸・毒)	有	不足	無
17 集結容器のみ　緊急脱圧弁の設置	良	－	否		14 ガス漏れ	無	－	有

共通事項【可燃性ガス・酸素（３トン、300m^{3}以上）、毒性ガス（１トン、100m^{3}以上）、特殊高圧ガス】

1 移動監視者の搭乗（免状又は講習修了証の携帯を含む）	有	－	無
2 災害発生時の通報体制等の措置	良	－	否
3 交替運転手の搭乗（連続運転時間が４時間を超える場合又は一日当たり９時間を超える場合）	有	－	無
4 高圧ガス移動中の災害の発生防止又は被害の拡大の防止のために必要な措置	有	－	無

防災工具・資機材（可燃性ガス・酸素・毒性ガス）

《共通》	《毒性》	《特殊高圧ガス》
・赤旗　・革手袋 ・赤色合図灯又は懐中電灯 ・メガホン　・車両止め ・ロープ（15m×２） ・漏えい検知剤 ・容器バルブ開閉用ハンドル ・容器バルブグランドスパナ又は モンキースパナ	・防毒マスク　・空気呼吸器 ・保護衣　・保護手袋 ・保護ぐつ　・バケツ ・布類、ポリエチレンシート等 ・消石灰　・防災キャップ	47? 容器で５本以上積載時 ・除害装置又は容器収納筒 ・ガス検知器 ・特別な緊急時対応措置 47? 容器で５本未満積載時 ・ガス検知器

イエローカード携行が必要となる法的根拠

公道での容器により高圧ガスの移動（運搬）において「イエローカード」携行が必要となる法根拠を以下に示します。なお、高圧ガスの容器による移動でイエローカードを携行しなければならないとされている範囲は、以下のとおり「すべての毒性ガス、または酸素・可燃性ガスのうち一本の内容積が二十リットル以上か、内容積の合計が四十リットル以上となるもの」に限られるとされており、不活性ガスなどについては法的な義務はありません。

「高圧ガス保安法」より

（移動）
第二十三条　高圧ガスを移動するには、その容器について、経済産業省令で定める保安上必要な措置を講じなければならない。
２　車両（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第一項に規定する道路運送車両をいう。）により高圧ガスを移動するには、その積載方法及び移動方法について**経済産業省令で定める技術上の基準**に従ってしなければならない。

一般高圧ガス保安規則より（液化石油ガス保安規則　第四十八条、四十九条も同文）

（その他の場合における移動に係る技術上の基準等）
第五十条　前条に規定する場合以外の場合における法第二十三条第一項 の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項 の経済産業省令で定める技術上の基準は、次に掲げるものとする。（中略）
十三　**前条第一項第二十一号に規定する高圧ガスを移動するとき（当該容器を車両に積載して移動するときに限る。）は、同号の基準を準用する。**ただし、容器の内容積が二十リットル以下である充てん容器等（毒性ガスに係るものを除き、高圧ガス移動時の注意事項を示したラベルが貼付されているものに限る。）のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が四十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。

（車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準等）
第四十九条　車両に固定した容器（高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。）により高圧ガスを移動する場合における法第二十三条第一項 の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。（中略）
二十一　**可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の高圧ガス**を移動するときは、当該**高圧ガスの名称、性状及び移動中の災害防止のために必要な注意事項を記載した書面**を運転者に交付し、移動中携帯させ、これを遵守させること。

参考）「高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）」より

一般則第 49 条第 21 号について
「注意事項を記載した書面」とは、（社）日本化学工業協会が推進している「物流安全管理指針に係る緊急連絡カード（イエロー・カード）」の様式によるものとし、特記事項の欄には作成要領の内容に加えて「温度と圧力の関係、比重、色、におい等」を記載し、第 17 号に掲げる高圧ガスの移動にあっては、別添として第 19 号ロに基づき「応援を受ける可能性のある高圧ガス防災事業所等の連絡責任者の職名、電話番号及び所在地の一覧表」を添付すること。
また、当分の間は、従来様式のものでもよいこととするが、**できる限りイエロー・カードによること**。なお、その場合、第 17 号に掲げる高圧ガスの移動にあっては、別添として第 19 号ロに基づき「応援を受ける可能性のある高圧ガス防災事業所等の連絡責任者の職名、電話番号及び所在地の一覧表」を添付すること。
「書面を運転者に交付」する者は、当該運転者の所属する事業者とする。ただし、荷送人と当該運転者の所属する事業者とが異なる場合においては当該ガスの名称、性状及び移動中の災害を防止するために必要な注意事項等について、移動の都度、荷送人と協議の上、書面を作成し運転者に交付すること。なお、定められた書式に注意事項等があらかじめ記載されているものであってもよいが、その書式には、通常の注意事項のほか、当該の移動についての注意事項を逐次記入できるものでなければならない。

以上

消費現場の日常点検シート

以下は、高圧ガス容器の占有者や消費事業者が注意すべきもので、高圧ガス保安法や都道府県の指針、市の条例、また事故事例等から、高圧ガスの事故や災害の防止に効果のある日常点検項目です。

容器置場の周辺や消費場所の近くに貼付などして閲覧し、適宜声に出してチェックを行い、高圧ガス保安の徹底に心がけてください。

◇作業開始時の日常点検

容器は置場にそろっているか

使われていない容器のチェック

・使用済みや使用予定のないもの

・腐食、漏洩や停滞期限がきた容器

容器以外の消費設備のチェック

・漏洩・老朽化等の問題はないか

使用して異常はないか

安全機器類は正しく使われているか

・逆火防止器・専用の調整器

・ホースバンド、ゴムホースの保護

使用場所の安全は配慮されているか

・消火器や用水の準備

・４０℃以下、通風、転倒防止など

◇作業終了後の日常点検

バルブは閉止したか

容器置場に置いたか

充てん容器と残ガス容器の区分

酸素と可燃性ガス容器の区分

車両に積み残している容器はないか

盗難防止対策はなされているか

立てて保管し、転倒防止を施したか

その他置場に不備な点はないか

★不備な容器置場とは

40℃以上になるおそれがある、
通風が悪い、不要物がある、
適当な消火器の備えがない、
海水や水気にさらされる、
２ｍ以内に火気がある等

もし、異常があった場合は、必ず高圧ガスまたは事業所の保安全体の責任者に連絡をしてください。

高圧ガス容器及び付属設備年間点検票

	実施年月日	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
容器	滞留本数						
	内使用終了要本数 （老朽 期限 使用済等）						
	対処了年月日						
逆火防止器	全個数						
	一年以内						
	二年以内						
	三年以内						
	対応						
調整器	全個数						
	七年以内						
	対応						
ホース	点検箇所						
	漏洩						
	外観異常						
	交換・対応						
配管	点検箇所						
	漏洩						
	外観異常						
	対応						
	作成	印	印	印	印	印	印

緊急事連絡体制図

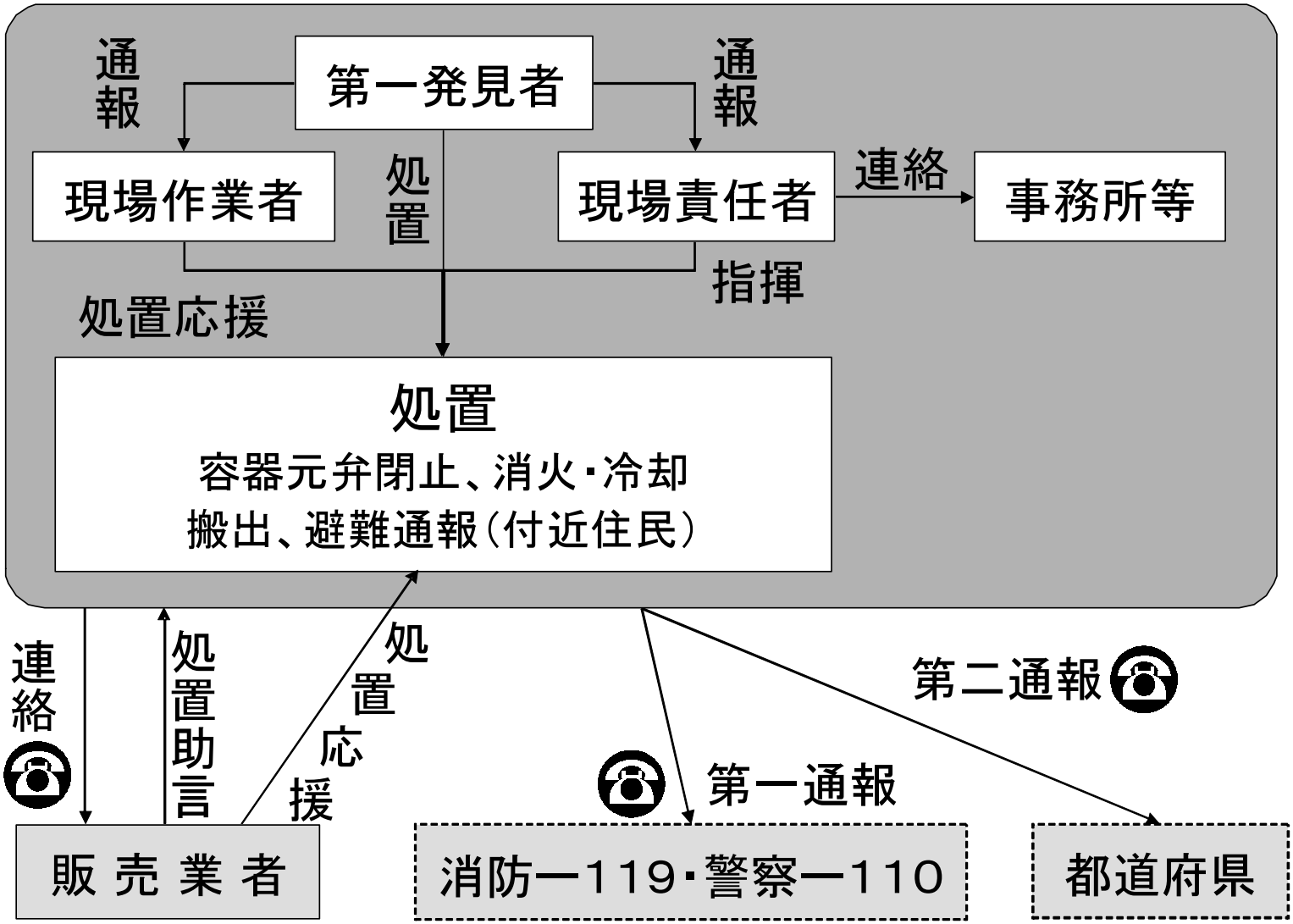
通報
第一発見者
通報
現場作業者
処置
現場責任者
連絡
事務所等
指揮
処置応援
処置
容器元弁閉止、消火・冷却
搬出、避難通報（付近住民）
連絡
処置助言
処置応援
第二通報
第一通報
販売業者
消防―119・警察―110
都道府県

高圧ガス緊急時連絡票

消防署		119
警察署		110
都道府県産業保安課		078-362-9827
	夜間	078-362-9900
防災事業所		
（ガス名）		
事業所名		○○○-○○○○
（ガス名）		
事業所名		○○○-○○○○
（ガス名）		
事業所名		○○○-○○○○
高圧ガス保安協会		078-341-7348

消費事業所　様

事故届けについて

消費者のみなさまに、事故届けについてご説明申し上げます。

高圧ガス保安法において、高圧ガスの災害が起こった場合には、都道府県の関連部署（現在兵庫県では保安担当部署）まで連絡しなければならないと定められており、これを届けなかった場合、最高三十万の罰金が科せられることになります。この「事故」には容器の紛失および盗難も含まれる事になります。

（事故届）
法　第六十三条　　第一種製造者、第二種製造者、販売業者、液化石油ガス法第六条 の液化石油ガス販売事業者、高圧ガスを貯蔵し、又は消費する者、容器製造業者、容器の輸入をした者その他高圧ガス又は容器を取り扱う者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その旨を都道府県知事又は警察官に届け出なければならない。
一　その所有し、又は占有する高圧ガスについて災害が発生したとき。
二　その所有し、又は占有する高圧ガス又は容器を喪失し、又は盗まれたとき。
２　経済産業大臣又は都道府県知事は、前項第一号の場合は、所有者又は占有者に対し、災害発生の日時、場所及び原因、高圧ガスの種類及び数量、被害の程度その他必要な事項につき報告を命ずることができる。

高圧ガス事故が起こった場合、以下の取決めのとおり、自己都合により勝手に現状を変更（作業を再開するための掃除や整理などを含む）を行うことは禁止されています（最高三十万の罰金）。

（現状変更の禁止）
法　第六十四条　　何人も、高圧ガスによる災害が発生したときは、交通の確保その他公共の利益のためやむを得ない場合を除き、経済産業大臣、都道府県知事又は警察官の指示なく、その現状を変更してはならない。ただし、第三十六条第一項又は液化石油ガス法第二十七条第一項第四号 の規定による措置を講ずる場合は、この限りでない。

また、事故を届ける場合には、規則等に定められた様式で届けます。

（事故届）
則　第九十八条　　法第六十三条第一項 の規定により、都道府県知事に事故を届け出ようとする者は、様式第五十八の事故届書を、事故の発生した場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

なお、高圧ガス保安法における「事故」とは、経済産業省　原子力安全・保安院　制定の「高圧ガス保安法事故措置マニュアル」に以下のように定められていますのでご承知おきください。

事故の定義等

(1) 高圧ガスに係る事故等とは、高圧法の適用を受ける高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱、消費及び廃棄並びに容器の取扱（以下「製造等」という。）中に発生した事故等で、次に掲げるものをいう。

なお、高圧法の法令違反があり、その結果として、災害が発生した場合には、高圧ガスが存する部分の事故に限らず「高圧ガスに係る事故等」として取り扱う。

① 爆発（高圧ガス設備等（以下「設備等」という。）が爆発したものをいう。以下同じ。）

② 火災（設備等において、燃焼現象が生じたものをいう。以下同じ。）

③ 噴出・漏えい（設備等において高圧ガスの噴出又は漏えいが生じたものをいう。以下同じ。）

ただし、以下のいずれかの場合は除く。

１）噴出・漏えいしたガスが毒性ガス又は可燃性ガス（液化石油ガス及び天然ガスを除く。）以外のガスであって、噴出・漏えいの部位が締結部（フランジ式継手、ねじ込み式継手、フレア式継手又はホース継手）又は開閉部（バルブ又はコック）であり、噴出・漏えいの程度が微量（石けん水等を塗布した場合、気泡が発生する程度）であって、かつ、人的被害のない場合

２）完成検査、保安検査若しくは定期自主検査における耐圧試験時又は気密試験時の少量の噴出・漏えいであって、かつ、人的被害のない場合

④ 破裂・破損等（設備等の破裂、破損又は破壊等が生じたものをいう。以下同じ。）

⑤ 喪失・盗難（高圧ガス又は高圧ガス容器の喪失又は盗難をいう。以下同じ。）

⑥ 高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充てんした容器が危険な状態となったとき。

⑦ その他

(2) 特定事業所に係る事故とは、石災法第２３条第１項の異常な現象をいう。

以上、高圧ガス及びその容器など高圧ガス設備は、充分安全に配慮してご利用、お取扱いをお願い申し上げます。

事故届け　様式第 58（第 98 条関係）

事　故　届　書	一般	×整理番号	
		×受理年月日	年　月　日
氏名又は名称（事業所の名称又は販売所の名称を含む。）			
住所又は事務所（本社）所在地			
事業所所在地			
事故発生年月日			
事故発生場所			
事　故　の　状　況	別紙のとおり		

年　月　日

代表者　氏名　　印

都道府県知事　　殿

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
　　２　×印の項は記載しないこと。
　　３　事故の状況については、別紙にできるだけ詳細に記載すること。
　　４　氏名を見抜し、押印することに代えて、署名することができる。
　　この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

高圧ガス保安法罰則一覧、両罰規程

高圧ガス保安法「第六章罰則」中、第 80 条～第 83 条より、消費・移動・貯蔵及び高圧ガスを所有する間に違反する可能性のある法条文に対応する罰則のみを抜粋したものです。

項目	懲役	罰金	詳細
緊急措置	六月以下	50 万以下	第三十九条 に定められた公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要がある場合において、高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止又は制限する命令に違反した者
容器			第四十七条第一項に定めのある、容器への適正な表示を行う規定に違反した者
貯蔵	ー	50 万以下	第十五条第一項の「高圧ガスの貯蔵は、経済産業省令で定める技術上の基準に従ってしなければならない。」の規定に違反した者
容器			第四十七条第二項に定めのある、容器への間違った表示や紛らわしい表示をしてはならないという規定に違反した者
事故届		30 万以下	第六十三条第一項の規定による事故（盗難、喪失を含まず）の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
無届製造			第五条第二項の規定による届出をしないで同項第一号の製造の事業又は同項第二号の製造を開始した者又は虚偽の届出をした者
無届貯蔵			第十七条の二第一項の規定による届出をしないで高圧ガスを貯蔵した者又は虚偽の届出をした者
無届販売			第二十条の四の規定による届出をしないで高圧ガスを販売した者
移動			第二十三条（移動に係る保安上の措置及び技術上の基準）の規定に違反した者
消費			第二十四条の五（その他消費に係る技術上の基準に従うべき高圧ガスの指定） の規定に違反した者
廃棄			第二十五条に定められている可燃性ガス、毒性ガス及び酸素について、（廃棄に係る技術上の基準） の規定に違反した者
緊急措置			第三十六条第一項（危険時の措置及び届出） の規定に違反した者
事故措置			第六十四条（高圧ガス災害後の現状変更の禁止） の規定に違反した者
立入検査			第六十二条第一項の規定による立入検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者
緊急措置			故なく都道府県知事又は警察官、消防吏員若しくは消防団員若しくは海上保安官に第三十六条第一項の（危険時の措置及び届出）事態の発生について虚偽の届出をした者
盗難届			第六十三条第二項（盗難、喪失）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
立入検査			第六十二条第一項又は第五項の規定による質問に対し、答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者

なお、以下の両罰規定もありますので、注意してください。

第八十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第八十条、第八十一条、第八十二条又は第八十三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

供給事業者保安概況報告票（書式）

事業所名			
事業所所在地	〒		
報告者名		mail	
作成日付	年　月　日　第　回報告		

1　保安教育講習会及び防災訓練

実施日	対象者	出席者	内　容

2　高圧ガス施設点検及び周辺整備

実施日	対象施設	内　容

3　その他の行事（最新情報の広報啓発活動、他）

実施日	行事名	内　容

※　写真、教本等の添付は不要です。

保安教育等報告票（書式）

報告日　　/　　/　　.

1　保安教育講習会及び防災訓練の実施状況

報告事業者	内　　容	良否

2　特に報告すべき問題など

供給事業者	詳　細	別添資料
		資料有□

作成　　印

国民保護法によって高圧ガス容器の盗難防止に努めなければならない根拠

※国民保護法において、高圧ガスは「引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質」に含まれると定められ、これを取り扱う場所である高圧ガス貯蔵場所等は「生活関連等施設」として「安全の確保に関し必要な措置を講じなければならない」対象とされています。以下、国民保護法の条文です。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）

（平成十六年六月十八日法律第百十二号）

（生活関連等施設の安全確保）

第百二条

都道府県知事は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、次の各号のいずれかに該当する施設で政令で定めるもの（「生活関連等施設」という。）のうち当該都道府県の区域内に所在するものの安全の確保が特に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、当該生活関連等施設の管理者に対し、当該生活関連等施設の安全の確保のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。（略）

3　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長等は、武力攻撃事態等においては、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、生活関連等施設のうちその管理に係るものについて、警備の強化その他当該生活関連等施設の安全の確保に関し必要な措置を講じなければならない。

（危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止）

第百三条

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質で政令で定めるもの（「危険物質等」という。）に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、この法律その他法令の規定に基づき、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2　前項の場合において、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、危険物質等の占有者、所有者、管理者その他の危険物質等を取り扱う者に対し、危険物質等の取扱所の警備の強化を求めることができる。

==========

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令

（平成十六年九月十五日政令第二百七十五号）

（生活関連等施設）

第二十七条

法第百二条第一項の政令で定める施設は、次のとおりとする。

十　法第百三条第一項の危険物質等の取扱所

（危険物質等）

第二十八条

法第百三条第一項の政令で定める物質は、次のとおりとする。

四　高圧ガス保安法第二条の高圧ガス（同法第三条第一項各号に掲げるものを除く。）

※その他、毒物及び劇物取締上の毒劇物、火薬類取締法の火薬類、原子力基本法に規定する核燃料物質等、細菌兵器、化学兵器なども危険物質等とされています。

※見てとれるように、この国民保護法で「警備の強化その他当該生活関連等施設の安全の確保に関し必要な措置を講じなければならない」のは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長等であり、同様に「生活関連等施設の安全の確保のため必要な措置を講ずる」ことを「生活関連等施設のうちその管理に係るもの」に要請するとされています。

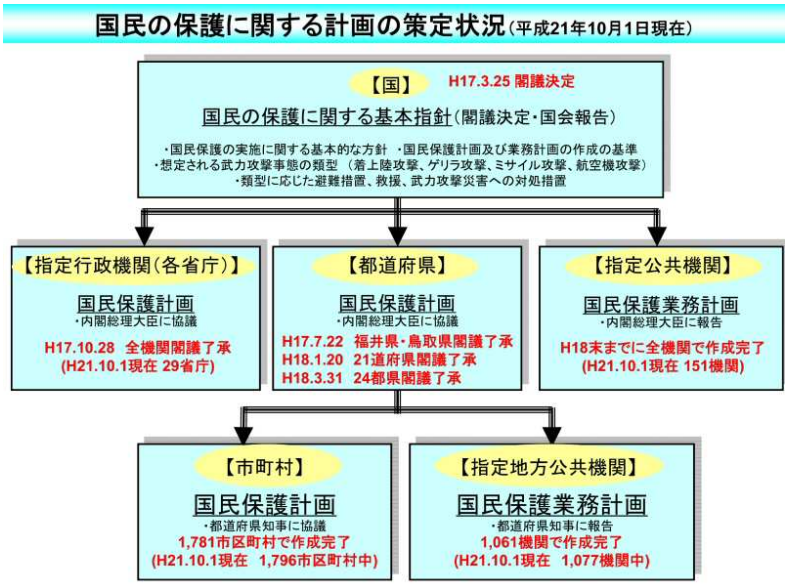

※では、各県の行政の長である知事は、それらの対処をしているでしょうか？

※上にある図の中心部分【都道府県】の記述にあるように、「国民保護計画」として、全都道府県で平成 18 年 3 月までに策定が完了し、その結果右のような文書が各都道府県知事から関係各所に配布されているはずです。

ここには、知事からその管理する施設が生活関連等施設に該当する者に対して「当該施設の安全確保に配慮」するよう通知されています

※その「施設」とは危険物質の取扱所であり、その「危険物質」に高圧ガスは含まれます。

※その詳細は、各都道府県のホームページなどに、以下のような内容で「国民保護計画」として明らかにされています。この中で、「施設の管理者は、その自主的な判断に基づき、安全確保措置について定める」ものとされ、「危険物質等の取扱者に対し、危険物質等の取扱所の警備の強化を求め」ています。

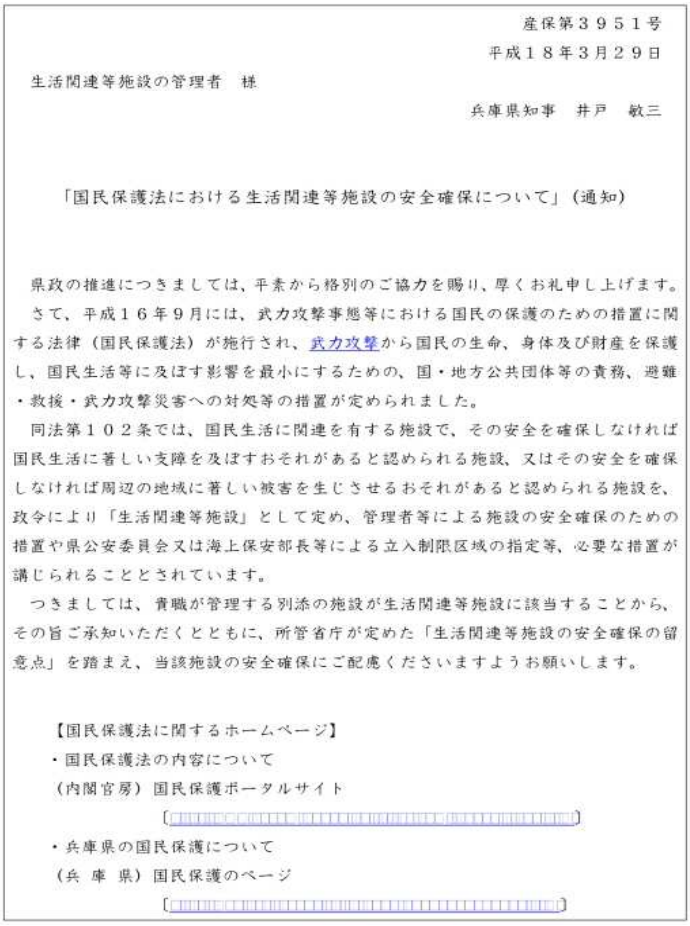

産保第３９５１号
平成１８年３月２９日

生活関連等施設の管理者　様

兵庫県知事　井戸　敏三

「国民保護法における生活関連等施設の安全確保について」（通知）

県政の推進につきましては、平素から格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成１６年９月には、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）が施行され、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための、国・地方公共団体等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置が定められました。

同法第１０２条では、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設、又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設を、政令により「生活関連等施設」として定め、管理者等による施設の安全確保のための措置や県公安委員会又は海上保安部長等による立入制限区域の指定等、必要な措置が講じられることとされています。

つきましては、貴職が管理する別添の施設が生活関連等施設に該当することから、その旨ご承知いただくとともに、所管省庁が定めた「生活関連等施設の安全確保の留意点」を踏まえ、当該施設の安全確保にご配慮くださいますようお願いします。

【国民保護法に関するホームページ】
・国民保護法の内容について
（内閣官房）国民保護ポータルサイト
・兵庫県の国民保護について
（兵　庫　県）国民保護のページ

http://www.kokuminhogo.go.jp/torikumi/kankeikikan.html

※以下兵庫県版 http://web.pref.hyogo.lg.jp/pa18/pa18_000000006.html を例に、関連部分を抜粋します。

兵庫県国民保護計画［抜粋］

第３章　武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

武力攻撃事態等においては、県民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等の安全確保について、特に配慮する必要があることから、これらの施設に関する平素からの備えについて示す。

第１節　生活関連等施設の安全確保

特にその安全を確保しなければならない施設である「生活関連等施設」について、これらの施設の把握、管理者に対する安全確保の留意点の周知等について定める。

１生活関連等施設の把握

(1) 生活関連等施設の定義（法 102Ⅰ）

生活関連等施設とは、次のいずれかに該当する施設であって、政令で定めるものをいう。

①国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの（発電所、浄水施設等）

②その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（危険物質の貯蔵施設等）

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】（令 27 ・ 28）

施行令	施設の種類	所管省庁名
28 条 4 号	高圧ガスの製造施設、貯蔵施設	経済産業省

２生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等

（略）

(3) 施設管理者に対する要請

県は、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請する。この場合において、施設の管理者は、その自主的な判断に基づき、安全確保措置について定めることに留意するものとする。

第８章　武力攻撃災害への対処

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火災、爆発、放射線物質の放出その他の人的又は物的災害を防除し、及び軽減するため、武力攻撃災害への対処の実施方法等について示す。

第３節　生活関連等施設の安全確保

県は、武力攻撃災害への対処を行うに当たり、生活関連等施設の重要性にかんがみ、その安全確保について必要な措置等を講じなければならないことから、生活関連等施設の安全確保に必要な事項等について定める。

２　危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等の取扱所の警備の強化（法 103Ⅰ・Ⅱ）

知事は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、既存の法令に基づく規制措置を講ずるとともに、危険物質等の取扱者に対し、危険物質等の取扱所の警備の強化を求める。

【危険物質等】（法 103Ⅰ）

武力攻撃事態等において、引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質で政令で定めるもの

【危険物質等の種類】（令 28）

号番号	物質の種類
4号	高圧ガス保安法第2条の高圧ガス（同法第3条第1項各号に掲げるものを除く。）

※すべての高圧ガスの取引の際、ＭＳＤＳを渡さなければならない根拠※

高圧ガス販売において、化学物質安全性データシートを交付しなければならない根拠の指針です。

化学物質の安全性に係る情報提供に関する指針

告示：1993/03/26（平成五年三月二十六日）（厚生省／通商産業省／告示第一号）

（化学物質を譲渡又は提供する取扱事業者が講ずる措置）

第三条　化学物質の製造の事業を営む者、業として化学物質を使用する者その他の業として化学物質を取扱う者（以下「取扱事業者」という。）は、別表上欄に掲げる危険性又は有害性を有する物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる化学物質（以下「危険有害化学物質」という。）を取扱事業者に対して譲渡又は提供するときは、その相手方に当該危険有害化学物質に係る次の事項を記載した文書（以下「化学物質安全性データシート」という。）を交付するものとする。ただし、同一の取扱事業者に対し、既に譲渡又は提供した危険有害化学物質に係る化学物質安全性データシートを交付している場合において、当該危険有害化学物質を譲渡又は提供するときはこの限りでない。

一　譲渡又は提供する者の氏名及び住所（法人にあっては名称及び所在地）

二　製品の名称及び危険有害化学物質の名称その他の危険有害化学物質の識別に関する事項

三　危険性又は有害性の種類

四　救急時の処置

五　火災時の処置

六　漏出時の処置

七　取扱い及び保管上の注意

八　暴露を防止するための措置

九　物理的性質及び化学的性質

十　危険性に関する事項

十一　有害性に関する事項

十二　生態影響に関する事項

十三　廃棄上の注意

十四　輸送上の注意

十五　適用法令

２　危険有害化学物質を譲渡又は提供する取扱事業者は、前項の規定による化学物質安全性データシートの交付に代えて、第五項で定めるところにより、その相手方の承諾を得て、前項に規定する事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該危険有害化学物質を譲渡又は提供する取扱事業者は、当該化学物質安全性データシートを交付したものとみなす。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　危険有害化学物質を譲渡又は提供する取扱事業者の使用に係る電子計算機とその相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　危険有害化学物質を譲渡又は提供する取扱事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する事項を電気通信回線を通じてその相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、危険有害化学物質を譲渡又は提供する取扱事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに化学物質安全性データシートに記載すべき事項を記録したものを交付する方法

３　前項に掲げる方法は、その相手方がファイルへの記録を出力することによる化学物質安全性

データシートを作成することができるものでなければならない。

４　第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、危険有害化学物質を譲渡又は提供する取扱事業者の使用に係る電子計算機と、その相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

５　危険有害化学物質を譲渡又は提供する取扱事業者は、第二項の規定により第一項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該相手方に対し、次に掲げるその用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一　第二項に規定する方法のうち危険有害化学物質を譲渡又は提供する取扱事業者が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

６　前項の規定による承諾を得た危険有害化学物質を譲渡又は提供する取扱事業者は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、第一項に規定する事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

７　危険有害化学物質を譲渡又は提供した取扱事業者は、既に交付した化学物質安全性データシートの記載内容を変更する必要が生じた場合には、直ちにその変更を行い、譲渡又は提供された取扱事業者に改めて交付するものとする。

８　第二項から第六項までの規定は、前項に規定する記載内容の変更について準用する。この場合において、「危険有害化学物質を譲渡又は提供する取扱事業者」とあるのは、「危険有害化学物質を譲渡又は提供した取扱事業者」と読み替えるものとする。

第四条　危険有害化学物質を容器に入れ又は包装して譲渡又は提供する取扱事業者は、当該容器又は包装に当該危険有害化学物質の名称、その取扱い上の注意等を記載した表示をするものとする。

２　危険有害化学物質以外の化学物質を容器に入れ又は包装して譲渡又は提供する取扱事業者は、当該容器又は包装に当該化学物質の名称が識別されるような表示をするものとする。

（危険有害化学物質を譲渡又は提供される取扱事業者が講ずる措置）

第五条　危険有害化学物質を譲渡又は提供される取扱事業者は、譲渡又は提供されるときに当該危険有害化学物質に係る化学物質安全性データシートが併せて交付（電磁的方法による提供を含む。以下同じ。）されること又は既に交付されていることを確認するとともに、これを適正に管理するものとする。

２　危険有害化学物質を譲渡又は提供される取扱事業者は、化学物質安全性データシートの記載内容に配慮し、危険有害化学物質の安全な取扱いに必要な措置を講ずるものとする。

（危険有害化学物質を製造する取扱事業者が講ずる措置）

第六条　取扱事業者は、危険有害化学物質を製造する際には、当該危険有害化学物質の安全性に係る情報を収集し、その安全な取扱いに努めるものとする。

別表（第三条関係）

一　爆発性物質　（詳細略）

二　高圧ガス　高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高圧ガス

（後略）

本指針には法律の罰則のような強制力はないかもしれませんが、以下に示すように、一部の高圧ガス製品（アセチレン、ブタン、塩素、アンモニア、ＣＯ等）は、労働安全衛生法自体の規制にあたり、同法第百十九条によって最高六月の懲役又は五十万円の罰金の罰則が科せられます。
なお、文中「アセトン」とあるのはアセチレンガスの溶媒として利用されているもので、アセトンそのものの文書交付ではなく、これを 0.1%以上「含有する製剤その他の物」という中に含まれるため、溶解アセチレンそのものの文書交付が求められることがわかります。
これらのガスを取扱う販売店は、ＭＳＤＳを配布する体制を整備しておく必要があります。指針の対応も含め、最も有望な方法は企業のホームページに掲載することではないかと思われます。

MSDS に関連する労働安全衛生法など

◆労働安全衛生法

（文書の交付等）

第五十七条の二　労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は第五十六条第一項の物（以下この条において「通知対象物」という。）を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により通知対象物に関する次の事項（前条第二項に規定する者にあつては、同項に規定する事項を除く。）を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならない。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し、又は提供する場合については、この限りでない。

一　名称
二　成分及びその含有量
三　物理的及び化学的性質
四　人体に及ぼす作用
五　貯蔵又は取扱い上の注意
六　流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
七　前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

２　通知対象物を譲渡し、又は提供する者は、前項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方に通知するよう努めなければならない。

３　前二項に定めるもののほか、前二項の通知に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（法令等の周知）

第百一条　事業者は、この法律及びこれに基づく命令の要旨を常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けることその他の厚生労働省令で定める方法により、労働者に周知させなければならない。

２　事業者は、第五十七条の二第一項又は第二項の規定により通知された事項を、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で当該通知された事項に係るものを取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けることその他の厚生労働省令で定める方法により、当該物を取り扱う労働者に周知させなければならない。

第百十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

三　第五十七条第一項の規定による表示をせず、若しくは虚偽の表示をし、又は同条第二項の規定による文書を交付せず、若しくは虚偽の文書を交付した者

◆労働安全衛生規則

（文書の交付）

第三十四条　法第五十七条第二項の規定による文書は、同条第一項に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する際に交付しなければならない。ただし、継続的に又は反復して譲渡し、又は提供する場合において、既に当該文書の交付がなされているときは、この限りでない。

（名称等の通知）

第三十四条の二の三　法第五十七条の二第一項及び第二項の厚生労働省令で定める方法は、磁気ディスクの交付、ファクシミリ装置を用いた送信その他の方法であつて、その方法により通知することについて相手方が承諾したものとする。

第三十四条の二の四　法第五十七条の二第一項第七号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第五十七条の二第一項の規定による通知を行う者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号

二　危険性又は有害性の要約

三　安定性及び反応性

四　適用される法令

五　その他参考となる事項

第三十四条の二の五　法第五十七条の二第一項の規定による通知は、同項の通知対象物を譲渡し、又は提供する時までに行わなければならない。ただし、継続的に又は反復して譲渡し、又は提供する場合において、既に当該通知が行われているときは、この限りでない。

第三十四条の二の六　法第五十七条の二第一項第二号の事項のうち、成分の含有量については、令別表第三第一号１から７までに掲げる物及び令別表第九第一号から第六百三十三号までに掲げる物ごとに重量パーセントを通知しなければならない。この場合における重量パーセントの通知は、十パーセント未満の端数を切り捨てた数値と当該端数を切り上げた数値との範囲をもつて行うことができる。

（法令等の周知の方法）

第九十八条の二　法第百一条第一項の厚生労働省令で定める方法は、第二十三条第三項各号に掲げる方法とする。

２法第百一条第二項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　通知された事項に係る物を取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けること。

二　書面を、通知された事項に係る物を取り扱う労働者に交付すること。

三　磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、通知された事項に係る物を取り扱う各作業場に当該物を取り扱う労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

◆労働安全衛生法施行令

（名称等を通知すべき危険物及び有害物）

第十八条の二　法第五十七条の二第一項の政令で定める物は、別表第九に掲げる物とする。

別表第九　名称等を通知すべき危険物及び有害物（第十八条の二関係）［抜粋］

十七　アセトン

三十九　アンモニア

五十一　一酸化炭素

五十二　一酸化窒素

五十三　一酸化二窒素

百四　塩素

百十六　オゾン

二百十五　シアン化水素

三百二　臭化水素

三百三　臭化メチル

三百五　臭素

三百十一　シラン

四百八十二　ブタン

五百四十五　ホスゲン

六百九　硫化水素

六百三十四　前各号に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

◆労働安全衛生規則

（名称等を表示すべき危険物及び有害物）

第三十条　令第十八条第三十九号の厚生労働省令で定める物は、別表第二の上欄に掲げる物を含有する製剤その他の物（同欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物及び同表の備考欄に掲げる物を除く。）とする。

別表第二（第三十条関係）［抜粋］

物	含有量（重量パーセント）
アセトン	一パーセント未満
弗化水素	一パーセント未満

（名称等を通知すべき危険物及び有害物）

第三十四条の二　令別表第九第六百三十四号の厚生労働省令で定める物は、別表第二の二の上欄に掲げる物を含有する製剤その他の物（同欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物及び同表の備考欄に掲げる物を除く。）とする。

別表第二の二（第三十四条の二関係）

（平一八厚労令一八五・追加）

物	含有量（重量パーセント）
アセトン	〇・一パーセント未満
アンモニア	〇・一パーセント未満
一酸化炭素	〇・一パーセント未満
一酸化窒素	一パーセント未満
一酸化二窒素	〇・一パーセント未満
エタノール	〇・一パーセント未満
塩素	一パーセント未満
オゾン	〇・一パーセント未満
シアン化水素	一パーセント未満
臭化水素	一パーセント未満
臭化メチル	〇・一パーセント未満
臭素	一パーセント未満
シラン	一パーセント未満
ブタン	一パーセント未満
ホスゲン	一パーセント未満
硫化水素	一パーセント未満

ガス溶接作業主任者が必要な場合

労働安全衛生法

（作業主任者）

第十四条　事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

―◇―◇―◇―◇―◇―◇―◇―

労働安全衛生規則

（作業主任者の選任）

第十六条　法第十四条 の規定による作業主任者の選任は、別表第一の上欄に掲げる作業の区分に応じて、同表の中欄に掲げる資格を有する者のうちから行なうものとし、その作業主任者の名称は、同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表第一（第十六条、第十七条関係）

作業の区分	資格を有する者	名称
令第六条第二号の作業	ガス溶接作業主任者免許を受けた者	ガス溶接作業主任者

―◇―◇―◇―◇―◇―◇―◇―

労働安全衛生法施行令

（作業主任者を選任すべき作業）

第六条　法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

二　アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行なう金属の溶接、溶断又は加熱の作業

（定義）

第一条　この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　アセチレン溶接装置　アセチレン発生器、安全器、導管、吹管等により構成され、溶解アセチレン以外のアセチレン及び酸素を使用して、金属を溶接し、溶断し、又は加熱する設備をいう。

二　ガス集合溶接装置　ガス集合装置（十以上の可燃性ガス（別表第一第五号に掲げる可燃性のガスをいう。以下同じ。）の容器を導管により連結した装置又は九以下の可燃性ガスの容器を導管により連結した装置で、当該容器の内容積の合計が水素若しくは溶解アセチレンの容器にあつては四百リツトル以上、その他の可燃性ガスの容器にあつては千リツトル以上のものをいう。）、安全器、圧力調整器、導管、吹管等により構成され、可燃性ガス及び酸素を使用して、金属を溶接し、溶断し、又は加熱する設備をいう。

ガス技能講習修了者がガス溶接をする根拠

労働安全衛生法

（就業制限）

第六十一条　事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

2　前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない。

3　第一項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。

4　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項（同法第二十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の認定に係る職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で、前三項の規定について、厚生労働省令で別段の定めをすることができる。

－◇－◇－◇－◇－◇－◇－◇－◇－

労働安全衛生法施行令

（就業制限に係る業務）

第二十条　法第六十一条第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

十　可燃性ガス及び酸素を用いて行なう金属の溶接、溶断又は加熱の業務

－◇－◇－◇－◇－◇－◇－◇－◇－

労働安全衛生規則

（就業制限についての資格）

第四十一条　法第六十一条第一項に規定する業務につくことができる者は、別表第三の上欄に掲げる業務の区分に応じて、それぞれ、同表の下欄に掲げる者とする。

別表第三（第四十一条関係）

業務の区分　　業務につくことができる者

業務の区分	業務につくことができる者
令第二十条第十号の業務	一　ガス溶接作業主任者免許を受けた者 二　ガス溶接技能講習を修了した者 三　その他厚生労働大臣が定める者

バルブ付継ぎ目無し高圧ガス容器取扱説明書

取扱説明書および品質保証書について

●ご使用の前に必ず本取扱説明書と充填されたガス別のＭＳＤＳ（化学物質安全データシート）をお読みください。
お読みになった後は大切に保管し、必要に応じてご活用ください。

●ＭＳＤＳは販売店からお受け取りください。ＭＳＤＳと充填されたガス名に相違がないかどうかは、容器に貼り付けてある充填ラベルでご確認ください。

●盗難対策を行って、管理する構内から持ち出す場合は容器管理台帳を作成して管理してください。

●日々の「日常点検」と定期的に行う「定期安全確認」を必ず実施してください。高圧ガス容器は高い圧力を容器内に封じ込める努力を常に続けており、その一部にでも問題があった場合、周囲を巻き込む重大な災害を起こす恐れがあります。

●本書は一般的な容器本体にバルブが装着されたものの説明書です。必ずしも占有されているすべての容器やバルブにあてはまらない内容も含まれますのでご容赦ください。

●この容器を他人に預けるときは、本取扱説明書とＭＳＤＳをいっしょにお渡しください。

●取り扱いがわからないときは、販売店にご相談ください。

高圧ガス等の保安責任者の方へ

警告

高圧ガス作業に従事する方には、あらかじめ高圧ガス保安法や労働安全衛生法、都道府県の指針や市の条例などに規定された内容を指導し、その他この取扱説明書やＭＳＤＳ、およびメーカーの指導や供給業者との取り決め事項にしたがって事故を起こさないよう細心の注意を持ってお取扱ください。

もくじ

警告表示・・・・・・・・・・・・・・・ 1
各部のなまえ・・・・・・・・・・・・・ 2
容器に関する法律・・・・・・・・・・・ 2
法令違反に対する罰則・・・・・・・・・ 3
所有者登録・・・・・・・・・・・・・・・ 3
日々の重要点検ポイント・・・・・・・・ 5
してはいけない危ない利用・・・・・・・ 6
安全上の取扱注意事項・・・・・・・・・ 8
その他の注意とお願い・・・・・・・・・ 9
盗難防止・・・・・・・・・・・・・・・ 12
定期的安全確認の方法・・・・・・・・・ 13
漏洩／緊急時の対処・・・・・・・・・・ 19
正しい取扱い・・・・・・・・・・・・・ 27
調整器の使用について・・・・・・・・・ 29
正しい使用条件・・・・・・・・・・・・ 31
お手入れと保管・・・・・・・・・・・・ 33
廃棄の際の注意・・・・・・・・・・・・ 34
その他・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

警告表示

警告表示は危険度・重要度の程度に応じて次の区分で表示しています。これらを守らないと災害につながったり、人が死傷したり、占有者や周囲の方の財産を消失せしめたりするなどのおそれがあります。

表示の意味

警告

この表示の欄は、取り扱いを誤った場合、使用者が「死亡または重傷を負う可能性が想定される」内容です。

注意

この表示の欄は、取り扱いを誤った場合、使用者が「傷害を負ったり、物的損害を負う可能性が想定される」内容です。

禁止

この表示の欄は、「保安上してはならない危険行為および保証範囲外の行為を表す」内容です。

強制

この表示の欄は、「使用者に必ず実行していただく」内容です。

各部のな

まえ

[容器本体]

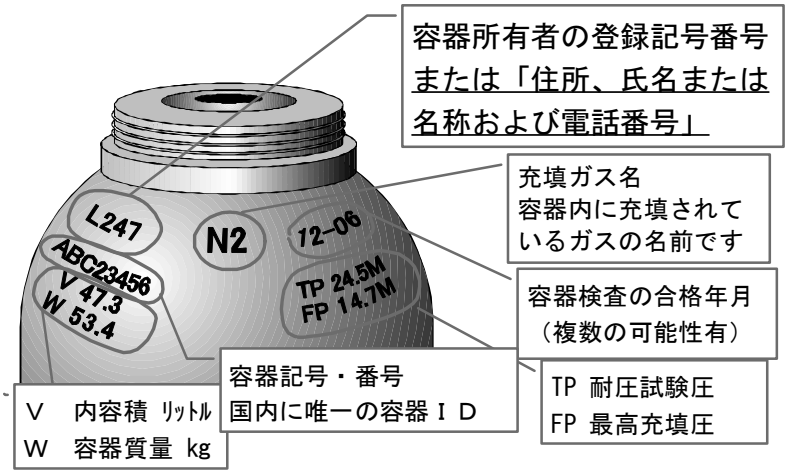

[バルブ]

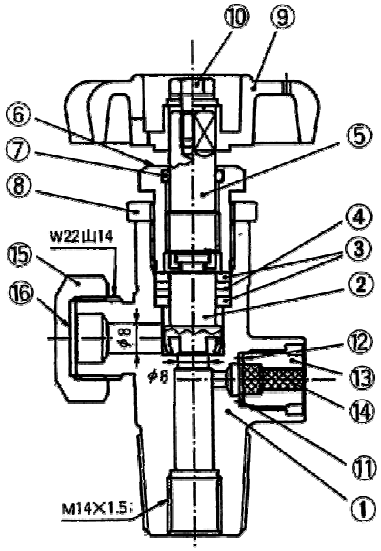

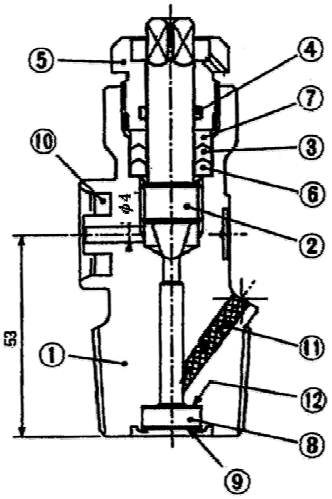

容器に関する法律

[高圧ガス保安法]　高圧ガス容器は、高圧ガスが充てんされた状態で利用されることを想定して製造されたもので、高圧ガスが充てんされている容器は、たとえ満充てんされていない状態でも高圧ガス保安法の適用を受けます。

容器の所有に係るもの

高圧ガス保安法、容器保安規則、告知など

容器の定期的な検査に係るもの

高圧ガス保安法、容器保安規則、告知など

容器の取り扱いに係るもの

高圧ガス保安法、一般高圧ガス保安規則、液化石油ガス保安規則、各例示基準など

容器の貯蔵に係るもの

容器の移動に係るもの

製造行為(充てん)に係るもの

容器の事故に係るもの

高圧ガス保安法、一般高圧ガス保安規則、液化石油ガス保安規則、各例示基準など

容器の貯盗難や喪失に係るもの

容器の廃棄に係るもの

高圧ガス保安法、一般高圧ガス保安規則、液化石油ガス保安規則、各例示基準など

★★★★★実際にはどんどん続く・・別の冊子へ★★★★★★

販売ハンドブック

・販売開始時の準備

販売主任者を選任する（経験のある資格者要・事業所毎）
都道府県知事に届出する　販売計画・供給証明
容器置場を準備し、置場の届出または許可を申請する
◇容器管理を行う
　・容器受払台帳フォームを社内に用意
　・容器受渡伝票類、顧客用容器管理票を準備
容器所有者番号を取得し、容器管理を行う
・置場の届出
・基準のクリア、置場の届出または許可を申請

納入方法の準備（高圧ガス移動基準を満たした輸送手段）
・警戒標識（前後に必要）
・緊急防災工具（酸・可燃・毒）
・イエローカード（酸・可燃・毒）

保安台帳の様式を整備　基本契約書、容器賃貸契約書の準備
従業員に保安教育を施し、記録を残す
取扱いガスの安全データシート、その他保安書式の準備
・仕入先・メーカーなどから調達できます
・ユーザーに提供し、保安の説明などに利用します
ユーザーに渡す周知文書を入手しておく
基本契約書、容器賃貸契約書の準備

緊急時連絡先表、２４時間体制（顧客対応）

爆発保険（高圧ガス販売者責任保険）への加入
関係団体への加入

コストの算出・販売価格計画
　　預り保証金は容器弁償金・延滞金に充当できる同意

　口書面交付・説明
　・ガス供給方法の説明　－　供給方法・種類
　（納入様式・受注方法・納期・純度・用途）
　・消費、貯蔵、及び移動、あるいは製造の基準を説明
　・安全データシートの配布と説明
　・消防法、労働安全衛生法の規制について説明
　・周知文書の配布説明　　酸素・アセ・ＬＰなど
　・事故発生時の対処（報告義務も）を説明
　・・口頭で良いものもあるが、規定の配布物以外も、書面にして手渡せるとよい

社内の保安体制の整備
・平常時の顧客への保安サービス体制の確立
・ガス漏れなど緊急時の対応手順の徹底
・事故発生時の対応手順の策定
・社内/社外緊急連絡網の確立/確認/掲示　顧客先・移動中

消防法、安全衛生法の確認
・一定以上のガスの取扱いの量確認
・作業別資格要件の確認

Ⅰ．社内あるいは面談で行えること
口台帳作成・契約
・保安台帳を作成する
　住所、氏名、連絡先
　ガスの種類と用途、大まかな使用量／貯蔵量
　供給手段と様態の希望、既存設備、債権回収
・売買基本契約／容器貸借契約の締結
　内容によっては保証金の預かり
（法以外の唯一の根拠となります）
・毒劇物の譲渡手続（氏名 職業 住所）　　毒劇物のみ

容器貸借契約で考慮すべき事項
　　容器の所有権は販売店にあることを確認
　　容器の取扱いは保安法遵守　都道府県の高圧ガス
　　業界（または販売店）安全基準のもと行う
同意
　　容器授受は顧客側担当者立会の下、確認作業必須
　　使用後はただちに返却する確約
　　こちらの（保安上）判断で撤収する可能性を明記
　　容器の使用期限を設定
　　容器の保証金を預かる

貯蔵の基準
　通気・充空／可燃性や酸素分置・立てて保管・４０℃以下・
　２ｍ以内火気禁止・転倒防止・警戒標識掲示・消火器設置・
　海水／水気を避ける（乱暴な扱とみなす）･貯蔵届出／許可申請

消費の基準
　バルブの静開閉・通気・４０℃以下・
　酸素消費設備５ｍ以内の火気禁止･溶断は溶接技能修了者・
　ホース吹管の老朽化管理・可燃性ガスには逆火防止装置・
　消火器／防火用水準備・アセ帯電防止／ハンドル常付

専用の調整器・酸素関連設備の禁油／禁グリース・
非使用時の加圧ハンドル緩・バルブ閉・キャップ装着・
ゴムホースの色

移動の基準
イエローカード・防災安全工具・警戒標識・消火器
ＬＧＣは台車・ボンベは丁寧に扱う・消費中の移動禁止

□その他（保安サービスの提案）

保安サービスの提供斡旋
・用途確認、それに応じた保安計画
（看護士教育、逆火防止器の点検など）
・保安パトロールの説明
・消費事業所での保安講習会開催受託案内
・保安講習会の開催予定等保安情報の提供
・消費者向け保安テキストの配布
・所有容器の代理登録／容器委託管理契約
・・・販売店毎のサービスであるが、それぞれを説明したチラシや価格票があればベター

「保安業務は販売店にお任せ」でよいのか？
２４時間販売店が消費先の保安にあたれるわけではない
・始業／終業のチェックやバルブの開閉はできません
・消費現場の危険な使用を注意することはできません
販売店に保安活動を委託することは違法か
・高圧ガスについて十分な知識経験がない消費先が
販売店にたよるのはしかたないことです
消費先事業所の経営者が保安に造詣がないのは問題
・事故を起こし「ガスのことはガス屋に任せてある」
と主張した消費先経営者が処分された例があります

Ⅱ．顧客先、現場で確認すること
□ソフト面（ルール、資格など）
・ガス取り扱い責任者の確認（選任要請）
・容器受払い責任者の確認（選任要請）
・容器受払台帳の配布と説明
・緊急時連絡先資料配布
・ガス溶接技能講習等資格者の確認　>>>　溶接者
（ガス溶接作業主任者免許, アーク溶接特別教育）
・・・チェックリストにしておくと便利

□ハード面（設備など）
・ガス警戒標識の設置
・消火器の設置（ＡＢＣ－ドライケミカル）
・容器置き場の確認(貯蔵の基準確認)
容器の転倒転落防止措置はなされているか？
容器の安全弁が作動しても問題はないか？
特に酸素の貯蔵には注意！（周囲の可燃物/火気）
容器の充瓶・空瓶の区分、バルブ・キャップの確認
・構内移動・取扱上の注意、非使用時の注意
・その他消費設備（使用状況）の確認
・既存供給設備があれば、その老朽度合の確認
・逆火防止器の斡旋/説明（定期試験・定期交換）
酸素＋アセチレン
・・・ソフト面とともにチェックリストにしておくと便利

Ⅲ．顧客による移動に対する注意

・移動時の基準をみたしてもらう
高圧ガスステッカー
イエローカード　/　緊急防災工具　/　消火器
（酸素・可燃性ガス・毒性ガス）
・積み方について
容器の固定、40℃以下に保つ措置
アセチレン/ＬＰＧ立て積み
可燃性ガスと酸素のバルブの向き
・トラックなど開放荷台以外での輸送時の注意
・車両の上での貯蔵の禁止
・・・まとめて、分かりやすい書面にして手渡すとよい

取引のたびに毎回行うこと

顧客先で行うこと
・容器の授受伝票の発行と、受取り受領
・供給設備がある場合はガス漏れなどの確認
・回収必要な高圧ガス容器はないか確認
・顧客先での問題ある消費・貯蔵がないかチェック
・毒劇物の譲渡手続（氏名 職業 住所)～毒劇物のみ
・他社からの売り込みはないか
社内で行うこと
・容器管理
（信頼性のある授受管理が必要、バーコードが推奨）
・取引先毎の与信オーバー、回収条件の変更はないか

定期的に行うこと
・年に一回以上の周知 --> 周知を要する高圧ガス
・長期滞留容器、客先不明容器のチェック
・逆火防止器の期限切れをチェックしてもらっているか

・ホース類の老朽化をチェックしてもらっているか
・客先の使用/貯蔵の状況変化がないか確認
・許可、認可申請の期限切れ
・緊急連絡先の変更チェック
・不良在庫は発生していないか
・回収漏れで不良債権化している得意先はないか
・容器の回転率、配送コストの適正化
・・・年間行事として、組み入れておくと間違いない

Ｑ＆Ａ

こんなお客さん（新規）がきたとき
　初めて溶接溶断ガスを購入するという顧客には
　酸素・アセチレン・ＬＰ(周知するガス)を販売するとき
　窒素など(周知が不要なガス)を販売するとき
容器の取り扱いなど 貯蔵・消費の基準の説明をする
　毒性・特殊材料ガスを購入したいといわれたとき
　容器を販売してほしいといわれたとき
　顧客が高圧ガスを引取り購入に来た場合
　高圧ガスを卸してくれといわれた場合
　フロンガスを卸してくれといわれた場合
保安指導
　社内における保安教育の内容と範囲は？
　高圧ガスの消費者への保安指導はどうしたらよいか
　顧客が高圧ガスを引き取りにきた場合の指導は…
　　移動の基準を満たしているか
　液化ガスのＬＧＣを納入する消費者への指導は
　　台車に載せて移動させる
　保安にまったく興味がなく、法律遵守の気がない場合
　　ガス管理責任者や容器受払責任者の選任がない等
　高圧ガスの保管や使用現場を見れない場合（研究室等）
客先での問題ある消費１
　顧客先で容器が海水にさらされている場合
（粗暴あるいは危険な取り扱いをしている）
　高圧ガスを屋内（居住空間等）に貯蔵している場合
　顧客が現場などで高圧ガスを放置している場合
（管理していない、または盗まれやすい）
　顧客先での高圧ガスが大量の貯蔵になってきた場合
　客先で滞留容器が極めて長期間になっていた場合
客先での問題ある消費２
　客先酸素貯蔵場所近辺に喫煙場所を発見した場合
　高圧ガスの知識のないものばかりで利用しているとき
　顧客が容器・調整器などの貸与物を破損した場合
　使用しているホースや設備が老朽化している場合
　逆火防止装置の点検期限切れのものを使っている
　毒性ガス、窒息性ガスを密閉室内で消費している場合
　高圧ガスを別の密閉容器に移し替えて事故をした場合
客先での緊急時＆事故
　顧客先でガス漏等緊急事態が起こった場合（営業時間内・外）
　顧客先で逆火が起こった場合
　顧客先で安全弁が破裂した場合
　顧客先で高圧ガスの事故が起こった場合
　顧客先で容器を盗難、または紛失した場合
　顧客が移動中に移動の基準違反で捕まった
　出荷しているはずの自社容器が犯罪に使われた場合
　高圧ガス納入時の不具合で顧客に損失を被らせた場合
　事故またはガスの品質により顧客に損害を与えた場合
その他
　自社容器をオークションで売買しているのを発見した
　高圧ガスの配達先が注文した顧客でなかった（下請け等）
　高圧ガスを納品している顧客先が倒産した
　ガスを使い終わっても容器を返さない（所有権を主張する）
　顧客先にあるはずの容器が放置容器として発見された
　返却された容器が致命的な損傷を受けていた
　容器置場に近接して病院や集合住宅が後から建った
　設備や消費形態の変更があった
　スクラップ業者が高圧ガス容器を購入した
　不法投棄容器の回収依頼を受けた
取引形態
　容器の持込以外の方法による供給を求められた場合
　客先に設備をして貸与してほしいといわれたとき
　客先での高圧ガス貯蔵量が一定の量を超えたとき
　客先で新規に製造を伴う供給を要求されたとき
　顧客が製造を伴う供給を休止する場合
　顧客が取引を終了すると申し出た場合
　「閉店後に店の前においといてくれ」といわれたとき
　使用途中で設備を売却してほしいといわれたとき
　客先設備の償却が終了した場合
競合
　お客さまに安売り業者が売り込みをしてきた
　自社設備を貸与している顧客に同業者が見積りをした
　お客さまがより安価な値段情報を仕入れてきた
　競合している２社の安売り合戦に巻き込まれた
　新規販売店が創業して自社の得意先エリアで暴れる
　新規に近所にエアガスの充填所ができた
　顧客の新工場、新用途向けに競合見積りがあった
　新ガスの売り込みがあった
　ガス以外の商品で競合ガス会社から売込みがあった
　他溶材商の得意先から購入希望／見積り依頼があった

新規取引時に行うこと

新規取引時の主な処理まで
◎情報提供

高圧ガス構入までの流れ
高圧ガス占有時の注意事項

法律等の説明資料(保安法、消防・労安・指針・条例 etc)
ボンベ取説
移動、貯蔵、消費、定期点検チェックシート
事故の説明、予防対策・体制構築
取引やり方説明（注意事項及び手続き）
協力お願い→契約事項

保安台帳作成
契約締結

保安サービス
・講習会案内
・社内講習会あっせん
・保安テキスト・ DVD 他資料あっせん・
品質担保

1.台帳作成／契約

☆保安台帳の作成・・・以下の書き方（なにを書くか、必要レベルは）については保安委員会委嘱
販売するか、許認可の状況、納入ガスの種類・貯蔵方法、消費の方法(周知対象かどうか)、納品方法、納品(貯蔵)場所、消費場所、容器受払い責任者（選任を依頼し、取扱責任者欄に記載)、ガス（アーク）溶接技能講習等資格者

⇒保安台帳作成原稿フォーム、「保安台帳更新ご協力のお願い」・・・以下書面も[参考資料]に添付

☆取引条件の確認…簡単に流す
締日、支払い方法、受注方法、納品検収方法

☆契約…中味を再検討
滞留期限、強制撤収の条件(中味ガスの所有権放棄)、弁償（預かり保証金↓との差引き）
⇔容器滞留の危険性、紛失や盗難容器による事故例説明文

☆預かり保証金受託
…預かり証

？個人情報保護法取扱方針

2.書面交付／情報提供・・・冊子作成
法や安全確認の知識
購入前の説明
納入方法別の情報
ボンベ
液容器
ローリー
有料情報提供
出荷時点の情報提供

☆バルブ付き容器の取扱説明書・・・追って作成／完成まではクリアファイル等利用

☆高圧ガス保安法等（消防法、労働安全衛生法、国民保護法）の説明文
☆移動チェックシート、貯蔵チェックシート、消費チェックシート、ガス設備等の定期点検シート
☆「盗難予防対策のお願い」文

☆事故報告義務、無許可製造の禁止、無届け販売の禁止、違法廃棄の禁止の解説　無許可無届貯蔵の禁止
☆容器受払い台帳フォーム
★行政発行指針の説明、県市条例の説明（あれば）
☆周知文書、ＭＳＤＳ（ネット？）
☆緊急時連絡体制構築アドバイス
協力のお願い
台帳作成と更新
容器管理（日々の確認）
期限内返却
盗難防止対策
周知

3.その他保安指導等・・・任意（できること、あるいは必要に応じて）

現場指導

☆保安サービス提案

例:「□　当社では、有償で保安パトロールなどの消費現場チェックを資格者によって行っております。詳しくは担当営業または本社保安担当まで お問い合わせください。」等

☆保安講習会へのお誘い、技能講習等への案内（計画的な人材育成指導）

☆社内講習会の推進、出前講習会開催

☆消費者向け保安テキスト、ビデオの斡旋

☆消費者の保安責任説明（ガス屋任せはダメ）

★容器の危険性について（正しく利用しない危険性）

★ガス商品について（品質担保内容）

☆容器の販売(代理登録契約)

定期的な充填点検、廃棄時の依頼　→　容器を売るときの話へ

事故例、取締り状況のアナウンス　→　メール／ＦＡＸ

マニュアル作成に当たり全溶連標準としてまとめておきたい考え方

1.高圧ガスは、消費者に知識がないため危険物であるのに認識されていない

2.周知以外の情報提供も販売店の義務である（書面・手渡し・受領書のしばりはない）

3.保安台帳・容器管理・周知はユーザーの協力をとりつけて実現しえる販売者の義務

4.MSDSはホームページからのダウンロードを一般的に

5.契約は、高圧ガス保安法への移行（販売の届出制移行）と引き換えだった

6.容器の所在証明の主体を最終引渡し主とし、その記録は販売店が作成し、提供する

7.消費者所有容器の遵法厳格化（業務管理委託契約の締結、定期点検と廃棄手段）

8.容器所有者に対する完全な法律解説

9.業務管理委託契約の全溶連フォーム、契約の存在を容器自身に表明

10.不燃性ガス販売者の届出促進、闇販売業者の撤廃

11.違法消費・移動・販売・貯蔵が想定される顧客の指導、支援体制（レンタル工具等）

12.持ち込み容器の充填/耐圧/刻印書き換え依頼に対するスタンダード処理

13.新入従業者に対する計画的教育のスタンダード化

14.周知文書を元にして保安活動をスケジュール化するのはやめよう

15.消費者が守るべき基準の各シート化